

108

189

014151-000-8

108-189

神器考証

栗田 寛/著

M31

ABB-0428



108

189

神器考證

完

栗田寛著

神器考證



上神器考證表

臣寛言ス伏惟

三神造化ノ首ヲ作テ、乾坤爰ニ位シ、



云靈祥品ノ祖ト爲テ、萬物爰ニ育ハル、

聖祖ノ慶ヲ積ミ、暉ヲ重ルノ久キ、山河清淑ノ氣、自ラ穀粟

ニ著レテ、瑞穂ノ稻アリ、天下爲メニ飢歉ノ患无ク、

皇宗ノ徳ヲ明ニシ業ヲ盛ニスルノ厚キ、國土精英ノ秀、時

ニ金鐵ニ發シテ、細戈ノ利アリ、邊要爲メニ侵凌ノ禍

ヲ免ル、是レ天險自然ノ固ニ據ルト雖、豈

天神眷佑ノ故ニ非サランヤ、且夫

天祖ノ諸祖天神ヲ祀ルヤ、齋庭ノ穗ト織殿ノ布ヲ以テ、民
ニ孝敬ノ義ヲ教ヘ、其不虞ニ備ルヤ、千箭ノ鞞ト稜威
ノ高鞞ヲ負テ、大ニ奸宄ノ警ヲ爲シ、
皇孫ノ葦原中國ニ降ルニ及テ、授ルニ三種ノ
神器ヲ以テシテ、

國家治平ノ要ヲ示シ給ヘリ、鏡ハ明也、劔ハ武也、玉ハ仁
也、而鏡ヲ賜フノ

詔曰、斯ヲ視コト猶我ヲ視カ如クセヨト、其意義ノ深遠萬
世ト雖亦磨ス可ラス、

神武ノ都ヲ橿原ニ建ル、三器ヲ同殿ニ奉安シ、親祭懈ラス、

特ニ大孝ヲ申ヘ以テ

皇祖ノ神トシ、以テ天下ヲ馭ルノ具トシ玉ヒ、
崇神ノ政ヲ瑞籬ニ施ス、

神威ノ褻慢ヲ是畏レ、恭敬安セス、別ニ鏡劔ヲ摸シ、以テ
天位ノ信トシ、以テ護身ノ璽トシ給ヘリ、

橿原尙武ノ義ハ、

列祖遵奉シ、

瑞籬敬神ノ禮ハ、

列宗恪守シ、世々相承テ、之ヲ或ハ違フコト莫シ、嗚呼古ヘ
神祇ヲ敬祭スルニ、鏡劔ト玉トヲ以テシ、

鑿駕ヲ奉迎スルニモ、必此器ヲ奉ルハ、何ノ故ゾヤ、當時大
道不言ノ中ニ行ハレ、天下ノ民、曉然トシテ

天祖

寶訓ノ在ル所ヲ知レハ也、五十述手カ言ニ、八坂瓊ノ曲
妙ナルカ如ク、白銅鏡ノ明靈ナルカ如ク、且神劍ヲ提
テ、天下ヲ平治ケ玉ヘト云ル、亦唯

天祖ノ

寶訓ヲ學テ、

天皇ヲ祝シ奉ル辭耳、臣寬是ニ由テ深ク鄙懷ニ感アリ、三
冬ノ餘暇、事ノ

神器ニ關スル者ヲ輯録シ、嘗テ謂ラク、

神州ノ宇内ニ超絶スル所以ハ、獨リ山河清淑ノ氣ト、國

土精英ノ秀トニ由ルノミニ非ス、實ニ

天祖授ル所ノ神物、無窮ニ傳ハルヲ以テ也、夫

天祖ノ

寶訓ハ、忠孝仁義ト、敬神尙武ノ道ヲ明ニスルニ在リ、

神武ノ盛徳、

崇神ノ偉業、皆是ニ由サルハナシ、天下國家、此ニ由テ寧靖、

天神地祇、是ニ由テ和享シ、盜賊奸宄、此ニ由テ平定、夷蠻

戎狄、此ニ由テ率服スル者、未ダ嘗テ焉ニ本ツカサル

秋

ハ有サル也唯憾ムラクハ

崇神摸造ノ器鏡ハ天德ニ炫彦ノ災ニ罹リ、劔ハ壽永ニ海
若ノ宮ニ没セリ、自是而後

聖子

神孫、嚴威嚴格、敢テ改造ナキハ、敬ノ至也ト云ト雖、此明治

維新ノ

隆運ニ當テ、古ニ復スル事アラズハ、臣恐クハ

天祖

光訓ヲ垂ルノ深意ニ適ハザラン、恭惟

天皇陛下

恩ハ春雨ノ萬物ヲ潤スガ如ク、八洲ノ民遍ク難波

仁德聖帝ノ惠ヲ謳ヒ、

威ハ烈日ノ金石ヲ爍スカ如ク、海表ノ邦、遙ニ

日本可畏天皇ノ義ニ服ス、臣

天皇陛下ノ

皇都ヲ東京ニ奠メテ、

天業ヲ恢弘スルヲ見ルニ、是レ

陛下ハ即今日ノ

神武天皇ニマシ又

天皇陛下ノ

威烈ヲ海外ニ宣テ、異俗ノ歸化スルヲ見ルニ是レ
陛下ハ即今日ノ

崇神天皇ニマス事ヲ知ル、然ラハ則

陛下既ニ

神武タリ、又

崇神タリ、宜ク

崇神ノ偉業ニ倣テ、鏡劍ヲ模造シ、又宜ク

神武ノ盛徳ニ從テ、武勇ヲ獎勵シ、進テ

天祖ノ光華明靈六合ニ照徹スルノ徳ヲ輝シ、

神器授受ノ

寶訓ニ遵ヒ、明ハ靈鏡ノ如ク、仁ハ曲玉ノ如ク、時有テ乎
以テ

神劍ノ勇ヲ奮ヒ給ハバ、八洲ノ民、曉然トシテ

聖意ノ在ル所ヲ知リ、忠孝仁義ト、敬神尙武ノ教ト相並テ、

神聖ノ大道、不言ノ中ニ行ハレン、是レ臣ガ斯書ヲ

闕下ニ獻テ、敢テ

尊嚴ヲ冒瀆スル所以ナリ、戰兢屏營ノ至ニ堪ス、臣寬誠

惶誠恐頓首謹言、

明治三十一年七月 日

東京帝國文科大學教授正五位臣栗田寬上表

神器考證序

日出之國。屹立海東。神器之重與寶祚之隆。天壤無窮。亘千萬世而弗墜者。是其故何也。耶。曰。國體之嚴。與民心之正。有以致之也。尙古

天祖之傳位于

天孫也。詔曰。豐葦原瑞穗國。是我子孫可王之也。寶祚之隆。當與天壤無窮也。乃併授以神器。以爲

天位之信。是其所以嚴。國體正民心者。洪謨遠畧。無復餘蘊矣。於是乎。神器之重。與寶祚之隆。併立儼然。互相濟資。以至于今日。豈其偶然之故也耶。夫自天地剖判。君臣之分。素定。國也者。

祖宗之所開。民也者。

祖宗之所有。親授之於

聖子神孫。以爲萬世億兆之主焉。徵以神器之重。所以明授受之義也。誓以寶祚之隆。

所以達覆載之仁也。又且申以當猶視吾之

懿訓。以發追遠之感。致紹述之誠。親切著明。何其至也耶。凡其慎祭祀。重民食者。亦莫非所以嚴國體正民心也。中古以來。相臣專權。武人仍起焉。國土人民之政。殆委臣手而不省焉。國體之嚴。或玷焉。民心之正。隨圯焉。晦蒙否塞。殆七百年矣。然

祖宗之靈。赫々在天。逮于今日。終復

聖明獨運之大權。以致寶祚之極隆者。亦未

曾不由於國體之嚴。與民心之正也。顧我先君義公。在武人執政之日。乃心皇室。明倫正名。以正民心。烈公亦善繼遺緒。致尊上之誠。陳攘夷之策。以嚴國體。其鼓舞振勵。以爲今日恢復之地者。二公之忠。蓋與有力焉。豈不亦偉也乎。我友栗田叔栗。奉藩侯之命。訂正國史。修緝之暇。編神器考證。以授之子弟。今也將刊行。問于世。其意亦在嚴國體。正民心。所以修二公之遺德也。嗚呼。方今之時。使一二從政者。

善讀此書。因以體

祖宗立極之意。不敢犯大權。億兆奉。上者。亦謹守臣子之禮。不敢踰大分。則不獨以嚴國體。正民心。所以致太平於萬世。而振神威於八紘者。實亦存于此矣。抑國體與民心。神器輕重之所關。寶祚污隆之所由也。爲臣子者。豈可不日夕惕勵。戒慎恐懼。以思所以致之之故也耶。叔栗又嘗有言。曰古者崇神。天皇畏憚。神威。摸造鏡劍。以安之。宸

極爾後數千年之久。上古之神物。雖儼然永存乎。摸造之器。恐非前世之舊也。儻其聖明軫念。再摸造神物。果克如崇神畏敬之爲。則幾乎神靈烜耀。照徹六合也。正直聞之。聳然有所深感焉。臨序此書。併叙此言。弁之卷端。以致區々之誠云爾。

明治三十稔六月

前大學教授兼陸軍教授從六位內藤正直謹序

神器考證

常陸 栗田 寬 著

皇太御國は六合の間、照徹せる、いと畏き光華明彩之徳ましま
す。天照大神の御生坐る本つ御國にして、即其御裔の天日嗣と
大坐ます天皇命の天地と共に動きなく無窮に傳はり坐て、千萬御
代まで統御す御國なれば、懸まくも可畏き。天皇の尊く坐ます事、
天地の間に亘つとある事なき萬國の大君に坐ませば、異國々の王
等は悉く御奴として、順服まつるべき理なることは、言まくも更な
り、如斯尊く萬國に上たる御國なるが故に、萬の物も事も皆勝れて
美はしき中に、殊に御世々々受傳ませる神寶は、亦竅に万國の王等
が持てる寶に勝りて、最も尊く、甚も奇妙なる御たからに坐す。

る、南北之亂とある條の末段に云る、支那傳國經の論を、此にめぐらして心得べし、

得兼雲劍

さて其神寶の成れる事の源根を詳に考るに、書紀神代卷に大御神、素盞鳴尊の惡行を咎めまして、石窟に隠り給へる事を云ひて、天照大御神云々、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、故六合之内常闇而不知晝夜之相代、于時八百萬神會合於天安河邊、計其可祈之方、故思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋根命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹而上、枝懸入坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、一云眞經津鏡下枝懸青和幣、白和幣相與、致其祈禱焉、云々、然後諸神歸罪、過於素盞鳴尊云々、已而竟逐降焉、是時素盞鳴尊自天而降、致於出雲國鏡之川上、云々、至期果有大蛇、頭尾各有八岐、眼如赤酸醬、松柏生於背上、而蔓延於八丘八谷之間、及至得酒頭各一槽、飲醉而睡、時素盞鳴尊乃拔所帶十握劍、寸斬

作八咫鏡

其蛇、至尾劍、及少缺、故割裂其尾、視之中有一劍、此所謂草薙劍也、一書日本名天、蓋雲劍、蓋大蛇所居之上、常有雲氣、素盞鳴尊曰、是神劍也、吾何敢私以名、歟、至日本武皇子、改名曰草薙劍、以安乎、乃上獻於天神也、とある御統玉、また八咫鏡、また藁雲劍を合せて、三種神寶とは云ふなり、件の中、劍の來由は明らかならぬ、鏡と玉との原を本書に言はざるは疎漏なり、故、同條一書に依るに、時有高皇產靈之息思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象、而奉招禱也、故即以石凝姥爲治工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞆、用此奉造之神、是紀伊國所座大神也、紀伊國坐大神、事は、下に、また一書に、於是日、神開磐戸而出焉、是時以鏡入其窟者、觸戸小瑕、於今猶存、此即伊勢崇秘之大神也、この小瑕の事も、下に云へし、さて鏡と云ふ、また一書には、鏡作遠祖天拔戸兒已凝戸邊所作八咫鏡とあり、違へるが如くなれど、已凝戸邊と云は、即石凝姥と聞ゆれば、此神の父を抜戸神と云けむ故に、糠戸とある方は、子にあらじ、また一書に、中枝懸

作八坂瓊之曲玉

以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉また一書には玉
造玉ととみえ古事記に科伊斯許理度賣命令作鏡科玉祖命令作八
尺勾瓊之五百津之御須麻流之珠とあるにて甚著明なり件の三種
の神寶の中に曲玉の御事はいかにも書に見えされば知りがた
けれど御鏡は大御神の御象をうつし奉りて太玉命の稱詞にも
寶鏡明麗恰如汝命と奏せる如くなるに況て御光をさへに移させ
給へる御物なれば其尊さ云ふべくもあらず神劍は素盞鳴尊の雄
々しき神性に座ながらも神き劍なり私に用ふべからずと詔給へ
る御言にても其尊き事想像奉るべし
かくて此後神寶いづれの所におはしましけむ書に見えされば知
るべき由なけれど大御神武甕槌神經津主神二柱を遣て葦原の
中國を平治しめたまへる後皇孫命にこの寶物を授賜へるを思

天孫降臨以前神寶所在

天祖授神寶於天孫

ふに大御神の御殿内に置き奉りしものなるべしさて此を授賜
ひし事は書紀一書天照大神乃賜天津彥火々瓊々杵尊八坂瓊曲
玉及八咫鏡草薙劍三種寶物三種と云事此に云々因勅皇孫曰葦原
千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶
祈之隆當與天壤無窮者矣また一書に是時天照大神手持寶鏡授
天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋
鏡復勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦爾侍殿内善爲防護又勅曰以吾
高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒こは忍穗耳命に詔へる御言なれ
女號萬幡姬配天忍穗耳尊爲妃降之故時居於虛天而生兒號天津彥火瓊
々杵尊因欲以此皇孫代親而降故以天兒屋命太玉命及諸部神等悉皆相
授且服御之物一依前授と見え次に引る古事記にも云々とあるまた古
事記科詔日子番能邇々藝命此豐葦原水穗國者汝將知國言依賜故
隨命以可降中爾天兒屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命

玉祖命并五伴緒矣支加而天降也於是副賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草薙劍亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉女思兼神者取持前事爲政此二柱神者拜祭佐久久斯侶伊須受能宮とみえたり可畏とこの詔のおもむきを熟思ひ奉るにまづ三種寶物を授賜へる即ち葦原之千五百秋の瑞穗國云々とある御言は神寶を授け給ふが即此皇國を授給ふに同じくこの天下を知食し給ふには即神寶坐さでは天日嗣と坐べからずと詔る大詔なる事明らかかなり
如此奇しき神寶尊き大詔ますが上に皇國の方位東方に居て萬國の元首の如く人心春日の和融なるに似て自ら勇み武く人に屈み撓めらるゝを殊に耻らふ風俗なればかならず皇威を外國に輝かひ給ふべき國風なりかれば是の大八洲國所治 天皇命は誠に

敬祭祖神是
政治之大本

彼賤しき國々の王等に至る迄大君と仰き奉るべき理なる事をも知らるめり又此の鏡者專爲吾御魂而如拜吾御前伊都岐奉れとはまづ 天照大御神の御靈は常に六合に照徹せる光華明麗の徳大坐々て下が下なる諸民までも仰き畏み奉る 大御神に坐ば 御孫命も直にその御魂をこそ拜祭り給ふべきに別に此御鏡を御靈として祭り給へと詔ふは如何にと云ふに 大御神の神靈と 御孫命と遙に隔り給ふ御別れなる故に今まで吾御前に侍坐して親近く拜奉り給ひし如くに今よりは此鏡を祭り給へと詔へるにて上にも云る如く 大御神の御光を移し給ひ殊に御靈を留め給へる御鏡に坐せば天地の共無窮に 天皇命等の御祖神と齋き奉るべき理なり大凡御祖神を敬ひ齋祭り給ふは即御政の大本なる故に思金神者執持御前事爲政と詔ひしものなるべし本居宣長云爲政は天皇の御政を

關白大臣なり、賜ふ神なり賜ふ如く、此思金神は、天照大御神の御靈の御政を取らひ、賜ふ神なり賜ふ如く、此思金神は、天照大御神の御靈の御政には、關係ぬ事のごとく思ふべし、同人の説に、此詔伊都岐奉まを推わしたし、思ひ辨ふべし、云々、祭は、政の本なり、云々、由は、孝徳卷に、大化元年七月、天皇群臣に、以悦使民之路を問給ふ時、蘇我石川磨大臣奏曰、先以祭、鎮神祇、然後應職、政事、また朝野群載、延喜十年、の宣に、可動仕恒例、神事、右國中、之政、神事、爲先、專致、如在之、嚴典、須期、部内之豐稔、また北畠親房卿の言に、上古は神と皇と一にまし、し、かば、祭をつかさどるは、即政をどれる也、政の字の訓を、祭事とするべし、とあるなど、思ひ合はる皇國にて、古意に、か、な、へ、り、

かくて、瓊々杵尊、彦火々出見尊、鸕鷀草葺不合尊の三御代の間は、神勅のまゝに、神器と同殿共床に坐せ奉りし事、台記の別記にのするか如く、その代々の大嘗には、悠紀主基の國を卜定めさせ給ひて、中臣壽詞を奏し、三部鏡劍を捧けし事、明らかかなれば、橿原の大御代にも、其例によりて、行はせ給ひけむと聞えたり、さるは古語拾

遺に、神武天皇の御世の事を、建都橿原、經營帝宅、仍令天富命、大玉孫、率手置帆負、彦狹知、二神之孫、以齋斧、齋鉏、始採山林、構立正殿、中略又令天富命、率齋部、諸氏、作種々神寶、鏡玉、盾木、綿麻等、中略饒速日命、率内物部、造備矛盾、其物既備、天富命、率諸齋部、捧持天璽、之鏡劍、之字一本奉安正殿、并懸瓊玉、陳其幣物、殿祭、祝詞、其祝詞文、次祭宮門、亦在於別卷、然後物部乃立矛盾、大伴來目、建仗開門、令朝四方之國、以觀天位之貴、當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共牀、以此爲常、云々、とあるにて、しるければなり、廿二社本緣に、神代三代、人皇十代、崇神乃御宇、かくて次々に、大御神の神勅のまゝに、齋き祭らしめ給ひしかど、神代を去ること、世は十繼、年は六百年餘になりぬれば、崇神天皇漸く神威を畏み、同殿に坐ことを安からず思ひて、鏡劍を改め造らしめ給ひき、

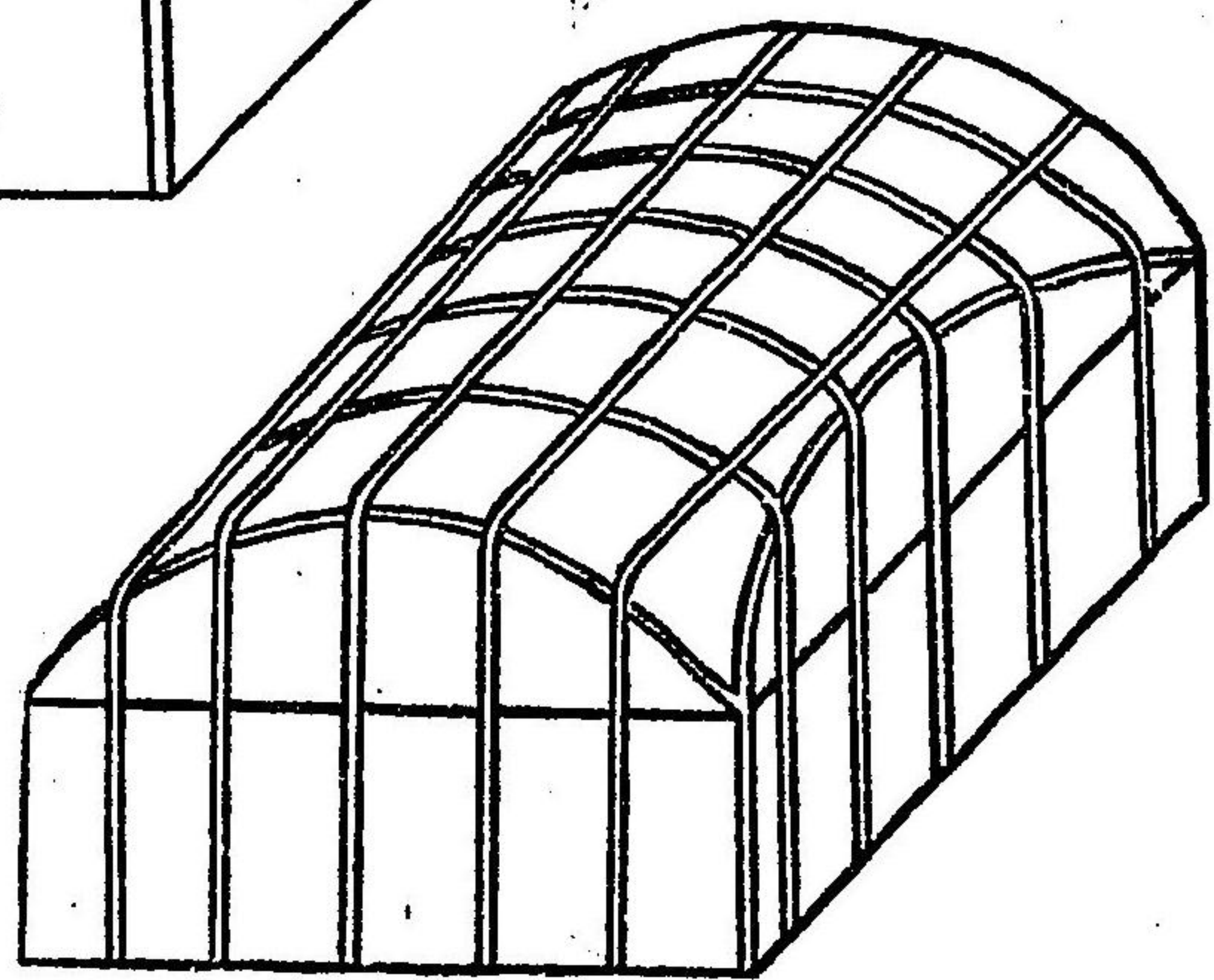
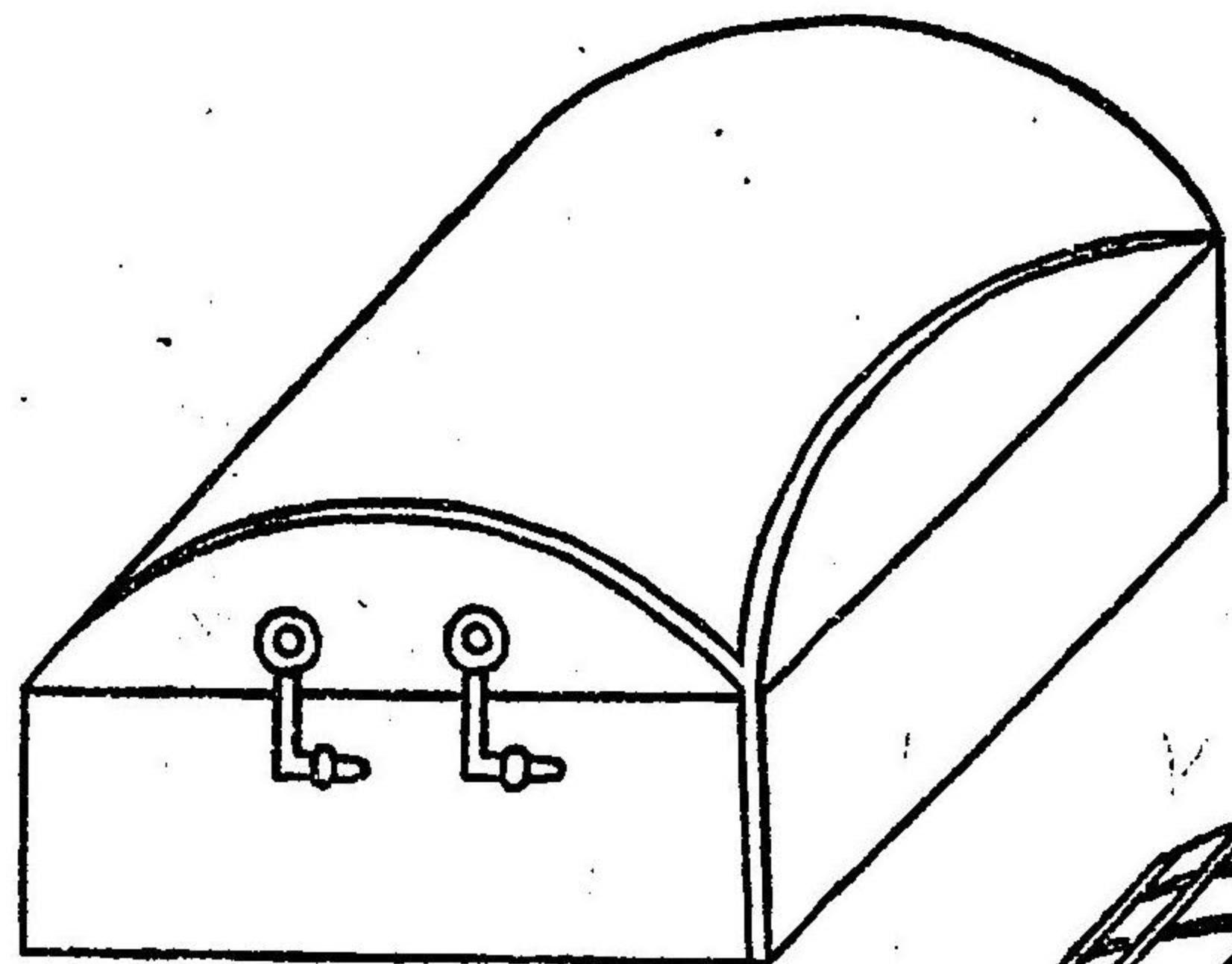
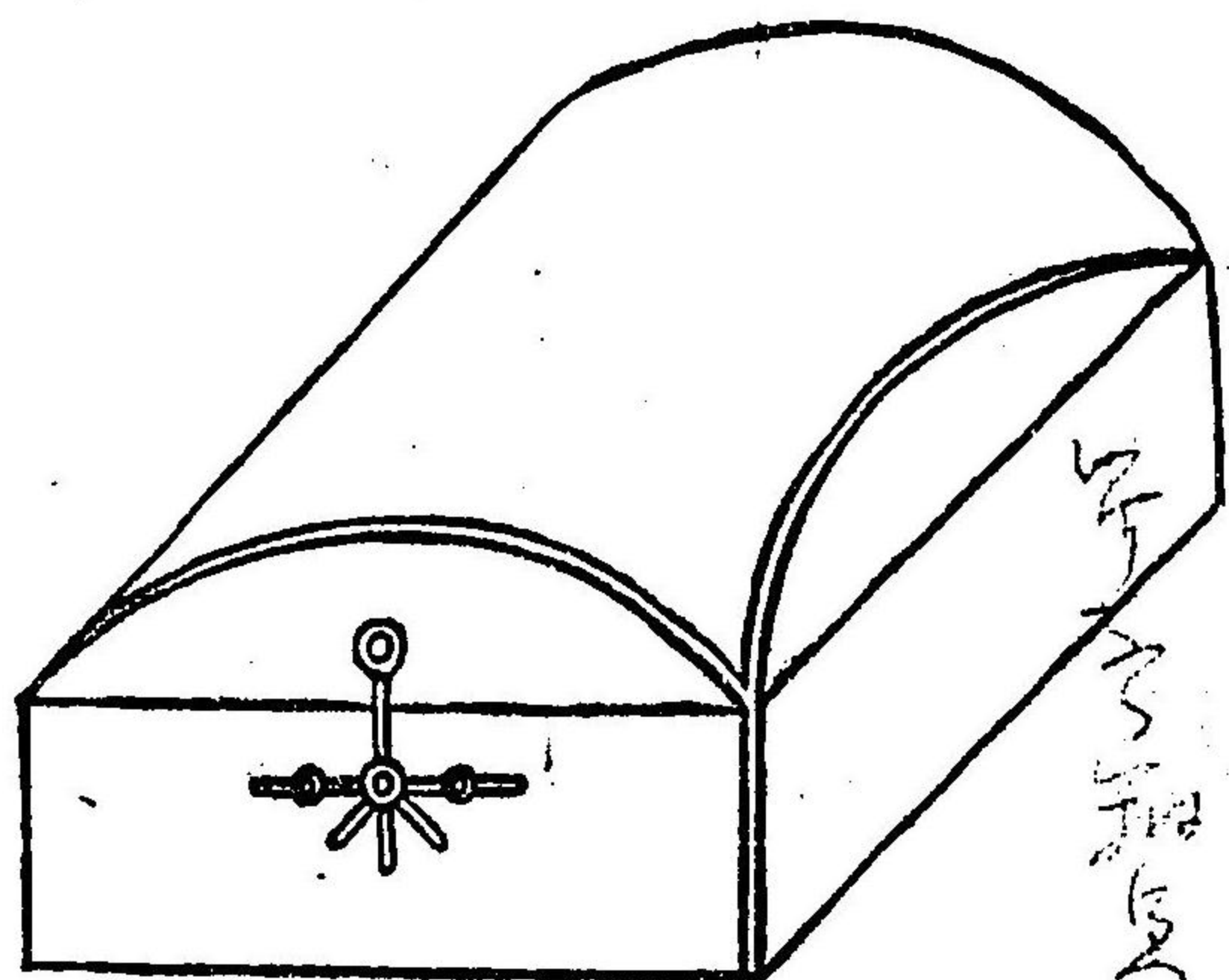
さるは崇神卷に、六年、略先是 天照大神和大國魂、二神並祭於天皇、大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、亦以日本大國魂神託淳名城入姫命、祭於倭拾遺に、至于磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏率石凝姥神、裔天目一箇、神裔二氏、更鑄鏡造劍、以爲護身御璽、是今踐祚之日所獻、神璽之鏡劍也、仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神、及草薙劍、令皇女豐鍬入姫命奉齋焉、とみえたるにて、鏡劍の二種は摸し造られたることは著るきを、曲玉はいかなりけむ、詳かならざるに就て、熟考ふるに、順德天皇の御抄禁秘に、神璽、自神代于今不替、壽永自海底求出、以青色絹裏之以紫絲結之如組、内侍持間下緒、指入程緩とあるにて、曲玉はなほ神代の隨々にて、此御代にも造り給はざる事明かに知られたり、神璽の神代のまゝなる事は、御抄にて明らかなり、後古事談に、神璽は神の代よりかな

たはりて、御門の御まもりにて、さらにはありぬる事なりとも、劍卷に、凡神璽と申は、神代より傳て、代々帝の御守にて、職の宮に納めけり、此宮無開事、見人元なし、とあるをも、證とすべし、この宮を開かざる事は、花園院宸記、應長元年正月一日、關白申云、先日所相率、神璽裏物、朽損之間、被裏改例事、大治元曆、〇也、又永仁院御在位之時、被改云々、是院仰也、然者今度任彼例、可被裏改、歟、之由申之、即中納言典侍取出之、關白見之、緒絶切之所、少結續之、二月十八日、甲申、今日裏改、重宮、申刻、關白參朝、餉典侍、中納言隆子奉、裏之、先取出、重宮置朝、餉大床子之上、元結緒等、撤之、絹不撤、之、只本之、絹乍置之、二重裏也、古絹依破損、宮形不隱、件宮之蓋、只打覆也、蓋四方、凡帳面、件宮、後方前後、雖不知其體、可謂後也、蓋有二蓋、以蓋之、蓋指入、件圓組也、本裏樣、分明不見、推而裏之、關白取計申也、只如常押合之、以緒端、當角、裏之所、餘前後折之、其上以緒結之、宮上塵埃多積、然而不及拂而裏之、關白所計、申行也、本緒二重有之、一者古獎、其體不見、一者其形相殘、是永仁所結歟、此緒有、大治雅兼卿記、爲指南者、也、裏衣青色綾、文等小莢、裏平絹、表絹、計也、大概以、大治雅兼卿記、爲指南者、也、裏衣青色綾、文等小莢、裏平絹、表絹、共打物也、緒紫組、此等内藏寮、調進也、抑、重宮者、自神代、未變、若納印歟、是關白說也、以上は、彰考館本を本とし、其、異本により、其、よきに、從ふ、

因に云、神璽と云に、鏡劍をのみ指て云ふと、曲玉を云ふと、印璽を云ふとの差別あるを、聊か此に辨ふべし、まづ神祇令に、忌部上神璽之鏡劍、義解に、此即以鏡劍稱璽、また後官職員令に、藏司、尙侍一

花園院宸記所載

璽宮圖



人掌神璽云々之事集解に古記曰神璽謂踐祚之日忌部上神璽之鏡劍也上に引る拾遺にも神璽之鏡劍また天璽の鏡劍大殿祭祀詞に天津璽乃鏡劍とあるは二種を指て云るなり持統卷に神璽鏡劍三代實錄元慶八年二月四日乙未の條に神璽寶劍神璽寶鏡等依例相從また同卷於是神璽寶鏡一本鏡作劍等付於王公即日親王公卿步行奉天子神璽寶鏡一本無寶鏡下有劍字等と三處にあるは何もみしるこの璽鏡にはあらず扶桑畧記同條に天子璽鏡劍等とある璽も玉なると合せて知るべしまた歷代皇紀禁秘抄盛衰記など其他後世の記録どもに神璽とあるはみな曲玉を云へりと聞ゆ又公式令に天子神璽本注に謂踐祚之壽璽寶而不用又賊盜律に盜神璽者絞注に謂踐祚之日壽璽また詐偽律に偽神璽者斬とあるは上の二種を云へると同じ様に聞ゆれと熟

按ふに、彼唐王の世々に傳國璽とか云ひて、受命于天有德者昌な
ど云文字を彫れる事のあるを、皇國にも其如く作れる印章を、彼
に倣ひて御璽、また神璽と云る事の有けむが、自らまぎらはしく
聞ゆるなり、これらようせずばまがひぬべし、皇國にて傳國璽と
いふ文字の見えしは、小右記長和五年正月二十二日條に寶劔神
璽及傳國璽人車記保元三年八月十一日條に以大刀櫃稱傳國璽
などや始ならむ、抑上に引る公式令の全文は、天子神璽(注に謂踐
祚之日、壽璽、寶、而不用、丙印方三寸、五位以上位記、及下其諸國、公文
則印、丙印は御印なり、文は天皇御璽、外印方二寸半、六位以下位記、
及太政官、文案則印、諸司、印、義解に謂省臺寮司等各皆有印也、方二
寸二分、上官公文、及案移牒則印、義解に謂太政官及諸司與僧綱若
三綱相牒之類也、諸國印方二寸、上京公文、及案調物則印、とみえた

り、さて其神璽の本注に、踐祚之日、壽璽寶而不用とは、唐車服志に、
天子有傳國璽、及八璽、皆玉爲之、神璽以鎮中國、藏而不用、又唐詐僞
律に、皇帝八寶、疏議に、皇帝有傳國神寶、有受命寶、皇帝三寶、天子三
寶、是名八寶、依公式令神寶寶、而不用、受命寶、封禪則用之、皇帝行寶
報王公以下書則用之、皇帝之寶、慰勞三公以下書則用之、皇帝信寶
徵召王公以下書則用之、天子行寶、報蕃國書則用之、天子之寶、慰勞
蕃國書則用之、天子信寶、徵召蕃國兵馬書則用之、またその八寶の
事を、皆以白玉爲之、寶者印也、印又信也、以其供御、故不與印同名、ま
た釋名に、印信也、古者尊卑共之、秦漢以來、天子曰璽、など見えたる
制を擬ひ給へるにて、彼國風の玉璽なるべし、其文は考知るべき
由なし、後宮職員令に、藏司、尙藏一人、本注に、掌神璽、關契、供御、衣服
巾櫛、服翫、及珍寶、絲帛、賞賜之事、とある由の神璽も、是にて、神代の

もとよりの御物にはあらず、また賊盜律に、凡盜神璽者絞、注に謂
踐祚之日壽璽とある神璽も、其公式令の神璽の事なるを知るべ
し、然るに律疏に、八虐の六、大不敬の科條に、偽造神璽内印、神璽者
謂依令踐祚之日中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍、依令とは
神祇令の文にて、義解に、此即以鏡劍稱璽也とあるを、この神璽
の注とせるは、賊盜律の注をだに考合せざる法家の甚しき失誤
なり、但し令に鏡劍をも、踐祚日の壽璽をも、神璽と稱して記され
たるは、いと混らはし、また寶而不用とある重き壽璽を、盜む者の
あらむ儲に、盜神璽者絞、とその罪を定められたるは、皇國の御政
にはことにつきなし、さて此神璽は、右に擧たる令律に載られた
るをおきては、いまだ書どもに見およばず、はやく廢てられたり
しにてもあるべき、(以上は伴氏の考に據れり、)

託倭姬命奉
遷鏡劍

かくて寶鏡靈劍は、共に大宮を離れて、笠縫邑にあげ奉られけむ
が、垂仁天皇の御世に、大御神を五十鈴川上に齋ひ給ふ時に、靈
劍も亦同じく移し奉りし也、さるは垂仁紀に、二十五年三月丙申、離
天照大神於豐鍬姬命、託于倭姬命、爰倭姬命求鎮坐大神之處、而詣菟
田、篋幡更還、之入近江國東廻、美濃、到伊勢國、時天照大神誨倭姬命曰、
是神風伊勢國、則常世之浪、重浪歸國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立
於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、また上に引、拾遺に、奉遷天照大神
及草薙劍、とみえたり、若此時に寶劍を移し奉らざらむには、日本武尊
東征の時、倭姬命の授、坐すべき由縁なきを思ふべし、倭姬世紀に、御
瓊殖天皇即位六年己丑、秋九月、就於倭、笠縫邑、殊立磯城、神籬奉遷、天照大
神及草薙劍、令皇女豐鍬入姬、奉齋焉云々、卅九年、壬戌、遷幸但波乃吉佐宮、
積四年、奉齋云々、卅三年、丙寅、遷倭國伊豆加志本宮、八年、奉齋、五十一年、甲
戌、遷木乃國奈久佐、濱宮、積三年之間、奉齋云々、五十四年、丁丑、遷吉備國名
方濱宮、四年、奉齋云々、五十八年、辛巳、遷倭國彌和乃御室嶺上宮、二年、奉齋、是
時豐鍬入姬命、吾日足止、白文、爾時姪倭比賣命、事依志奉利、御杖代止、定且、

從是倭姬命奉天照大神而行事也。但波木乃之國、吉備國、奉坐世
 事、他書に見ゆ、疑ふべき事にあらず。又延曆式に、垂仁天皇御坐
 の事を、彼時宇太乃阿貴宮坐支次佐々波多宮坐支次伊賀穴穗宮坐
 只次阿閉植宮坐只云々、次淡海坂田宮坐只次美濃伊賀宮坐只次
 伊勢桑名野代宮坐只云々、而飯野高宮坐支次云々、次多氣佐々牟延宮次玉岐
 波流磯宮次伊須々乃太宮定奉るよし見えたり。是にて國々處々に、大宮
 を求めありき給へる事、また書紀の記しざまのいと事略たる事をも思
 ふべし。さて帳に、大和國宇陀郡阿紀神社とあるは、宇太乃阿貴宮の遺址
 にはあらじか。畿内志に、追間村にありて、篠畑神祠ありと云由見ゆ。又同郡山
 の遺址ならむと思はさてその神劍をもて蝦夷を平治給ひ、即其を
 る、なほよく考ふべし。

尾張國にまつりしなり、景行卷四十年の冬十月癸丑、日本武尊發路
 之、戊午、枉道拜伊勢神宮、仍辭于倭姬命、曰、今被天皇之命而東征、將誅
 諸叛者、故辭之。於是倭姬命取草薙劍授日本武尊、曰、慎之、莫怠也。是歲
 日本武尊初至駿河、其處賊陽從之、欺曰、是野也、麋鹿甚多、云々、臨而應
 狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、賊有殺王情、放火燒其野、王知被欺、
 則以燧出火之、向燒而得免。傍一云、王所佩劍、自抽之、薙王之、云々、爰

日本武尊、則從上總轉入陸奥國、時大鏡懸於王船、從海路迴於葦浦、橫
 渡、玉浦至蝦夷境、云々、於是蝦夷等悉慄、中仍面縛服罪、云々、蝦夷既平、
 日本武尊更還於尾張、即娶尾張氏之女宮簀媛、而淹留踰月、於是聞
 略中、日本武尊更還於尾張、即娶尾張氏之女宮簀媛、而淹留踰月、於是聞
 近江、膽吹山有荒神、即解劍置於宮簀媛家、而徒行之。下また古事記同
 段に、倭比賣命賜草那藝劍、亦賜御囊、而詔若有急事、解茲囊口。略中故爾
 到相武國之時、其國造詐白於此野、中有大沼、住是沼中之神、甚道速振
 神也、於是看行其神、入坐其野、爾其國造火着其野、故知見欺、而解開其
 姨倭比賣命之所給囊口、而見者火打有其裏、於是先以其御刀、薙撥草、
 以其火打而打出火、著向火而燒、退還出皆切、滅其國造等、即著火燒、略中
 自其入、幸悉言向荒夫、琉蝦夷等、亦平和山河、荒神等、而略中還來尾張國、
 入坐、先日所期、美夜受比賣之許、略中故爾御合、而以其御刀之草那藝劍
 置、其美夜受比賣之許、而取伊服岐能山之神、幸行、於是詔茲山神者、徒

手直取而騰其山之時白猪逢于山邊略中於是零大水兩打惑倭建命此
白猪者非其神之使者當其神之正身因言舉見感也故還下坐之到玉倉部之清水略中自其處到當
 藝野上之時詔者吾心恒念自虛翔行然今吾足不得步成多藝斯形略中
 到三重村之時云々此時御病甚急爾御歌曰哀登賣能登許能辨爾和
 賀淤岐斯都流岐能多智曾能多智波夜歌竟即崩とある日本武尊
 の御言に平生は虚空よりも翔り行むと念ひつるを詔ひしは即
 甚武く雄々しく勇みたる御心なればなるべし如此雄々しき御心
 なるが上に草薙劍を副持して皇威稜を輝し給ひしかば蝦夷の國
 も荒振神も順服まつりしにこそはありけめ然らば日本武尊の丈
 夫の武き御心は御劍に依て益々顯赫れ草薙劍の神とき太刀なる
 事は日本武尊に因ていよく光り輝きつとも謂つべしかれば
 御病今々となり坐る際にもなほ此御太刀の事をしも忘れ賜はず

鏡齋神劍子
尾張

詠言し給へるなるべく又如此まで深く所念入たる御心勇御氣の
 たゆみ坐ざるほど此御子の御心の永世迄に此御太刀に留まり坐
 ほど知られていともいともあはれに難有貴き事なりかし云々御病
下本居氏の言を取れり

斯くて此の御劍尾張國に鎮り坐事は神代卷一書に略上是號草薙劍
 此今在尾張國吾湯市村即熱田祝部所掌之神是也また一書に此劍
 昔在素盞鳴尊許今在於尾張國也また景行紀五十年に初日本武尊所
 佩草薙橫刀是今在尾張國年魚市郡熱田社也古語拾遺に其草薙劍
 今在尾張國熱田社未叙禮典也などあるのみにて何ばかりの程に
 祀られたりと云事は正史に見えざれど寛平緣起に還著於宮酢媛
 之宅云々淹爲之闌夜中入厠厠邊有一桑樹解所帶劍掛桑樹出厠忘
 劍還入寢殿到曉驚寤欲取掛桑之劍滿樹照輝光彩射人然不憚神光

取劍持歸告媛以桑樹光之狀答曰此樹舊無怪異自知劍光默然寢息
其後語宮酢媛曰我歸京華必迎汝身即解劍授曰實持此劍爲我床守
時近習之人大伴建日臣諫曰此不可留何者承聞前程氣吹山有暴惡
神若非劍氣何除毒害日本武尊高言曰縱有彼暴神舉足蹴殺遂留劍
上道到氣吹山また日本武尊奄忽仙化之後宮酢媛不違平日之約獨
守御床安置神劍光彩亞日靈驗著聞若有禱請之人則感應同於影響
於是宮酢媛會集親舊相議曰我身衰老昏曉難期事須未暝之前占社
奉遷神劍衆議感之定其社之地有楓樹一株自然炎燒到水田中光焰
不銷水田尙熱仍號熱田社又釋紀に引る尾張國風土記に熱田社者
日本武尊巡歷東國還時娶尾張連等遠祖宮酢媛命宿於其家夜頭向
廁以隨身劍掛於桑木遺之入殿乃驚更往取之劍有光如神不把得之
即謂宮酢媛曰此劍神氣宜奉齋之爲吾形影因之立社由鄉爲名也由本

神劍靈威

書田と作るは誤れり、いま伊澤本に因て訂しつ、とみゆ、こは正しき古傳説と聞ゆるに就て、
宮酢媛の世に坐せしほどを思ふに、その祭り始めたる時も、大抵推
量るべきなり、猶神驗ありし事は、天智卷に、七年是歲沙門道行、逃盜
草薙劍向新羅、而中路風雨芒迷歸古語拾遺に、況復草薙神劍者、尤是天
熱田社、外賊偷逃、不能出境、また緣起に、天命開別天皇七年、新羅沙門
神物靈驗、以此可觀とあり、天命開別天皇七年、新羅沙門
道行盜此劍神爲移本國竊祈神社取劍裏袈裟逃去伊勢國一宿之間、
脫自袈裟還着本社道行更亦還到練禪禱請又裏袈裟逃到攝津國自
難波津解纜歸國海中失度更亦漂着難波津乃或人託宣云吾熱田劍
神也而被欺野僧殆着新羅云々于時吏民驚怪東西認求道行中心作
念若棄此劍將免捉搦之責則拋棄神劍劍不能離身道行術盡力窮拜
手自首遂當斬刑とみえて御劍をは當時朝廷に納置給ひけむを、
天武天皇御世に御崇ありしかば即熱田宮還し奉りしより長く此

外賊處斬

神鏡現狀

崇神天皇以
後三種神器
所在

宮に鎮坐と見えたり、故天武卷^{朱鳥元}年六月に、戊寅、^卜天皇病、崇草薙劍即
 日送置于尾張國熱田社、とある是なり、いと神しく、甚も奇妙なる
 御劍になも坐ける、この御劍の制作寸尺などは、是まで世人の云るも
 御集と云ふ書の裏書に、この裏書を合せ、密々に御神體を窺奉る、土用殿に
 前、熱田大宮司社家四五人と志を合せ、密々に御神體を窺奉る、土用殿に
 御劍の御座、渡殿は、御宮にも同様な御座の箱に坐す也、御座の箱、御戸
 口の方、副て、在坐ける也、扱内陣に入るに、雲霧立塞りて、物の文も不
 見、故各扇にて、雲霧を拂ひ出し、隠し火にて窺奉るに、御座は長五尺許の
 木の御箱也、其内に石の御箱あり、箱と箱との間を、赤土にて能つめたり、
 石の御箱の内に、樟木の丸箱を、箱の如く、内をくりて、内に黄金を延敷、其
 上に御神體、御座也、石の御箱と、樟木の箱との間も、赤土にてつめたり、
 御箱毎に、鏡あり、皆一鏡にて、莖蒲の葉なりにして、中程はムクリと厚みあ
 る、二尺七八寸許り、刃先は莖蒲の葉なりにして、中程はムクリと厚みあ
 る、本の方六寸許り、葉に、魚等の脊骨の如し、色は全體白しと云ふ、大
 宮司窺奉る事、神慮に、不叶にや、不慮の事にて、流罪せらる、其餘も重病
 悪病にて亡び、其内一人幸に免れて、此の事を相傳せり、云々、右の傳松岡
 正直より予に傳ふる所也、とあるは、いと珍しければ、此に書加へつ、此正
 直と云人は、上文に幸に一人免れたりと云人なるべし、
 れば、此の人の事を正さば、其年曆も知らるへきものぞ、
 か、れば、八咫鏡は、伊勢、度遇五十鈴の川上、大宮におはし坐し、草

薙劍は、尾張國年魚市郡、熱田宮に鎮り坐、八坂、曲玉は、大宮内に
 留り給へり、故北畠親房卿の言に、天地もむかしにかはらず、日月も
 光を改めず、いはんや三種の神器、世に現在給へり、窮あるべからざ
 るは、我國を傳ふる寶祚也、仰きて尊み奉るべきは、日嗣をうけ給
 ふ皇^みにをはします、といはれたるをも思ふべし、抑、崇神天皇、神を
 畏み恭ひ給ひて、神代の鏡劍をば、異處に齋き奉り、即其御形を摸し
 て、別に二種を改め造りて、護身の御璽とし給へる事は、決めて、天
 皇命の八心^やに深く遠く思はし、食ての御行にして、千萬御代の後
 までも、動くまじき神智^か妙算^まと可畏くも思ひ奉らるゝなり、さて神
 威を畏みたまふことならば、曲玉をも同じく、異處に齋き給ふべき
 理由なれど、此は御世々々の、天皇命の大御躬に取着おはしまし
 て、暫くも御身を離たせまじき深き御理の有し故に、御擬造なかり

大嘗祭忌部奉鏡劍

しなるべし、其理はいかなる由とも書に見さて、崇神天皇より以降、いはゆる護身之御璽を受繼せ給ふ事猶大御神の大御手づから神寶を捧けて、皇孫命に授奉れる御儀のまじく、行ひ給ひし者と聞えたり、故御世々々の初に、必ず大嘗祭をせさせ給ふも、先、天皇命より神璽を受給ひて、新に、天日嗣治食事を、天神地祇に告給ふ御祭なる故に、中臣天神の壽詞を奏し、忌部神璽の鏡劍を奉る禮儀もあるにて、其即兒屋命太玉命の二神に、同殿に侍てよと詔ひし隨なるをも思ふべし、然して、次々凡八百餘年が間、如此のさまなりしを、淳和天皇の御世に至りて、鏡劍を奉る儀を停められたるは、北山抄大嘗祭條に、忌部奉神璽鏡劍と云る條の注に、寛平式云、天長以來、此事停止、清凉抄云、近代不給此神寶、只奏其詞者、此は神璽鏡劍を奉る由を、其の物は無せり、只詞にのみ申、而寛平以後記文、忌部惣不參人、忌部の仕奉る事なる義なるべし、

天長中停奉鏡劍之儀

天德之火災

如此なり、天慶記に云、賴基申云、件鏡劍自御所暫下給奉之、而天長式之疑、或奏輒給重物、非無事危者、其後忌部雖申不給、とあるが如く、此時より上古の禮儀の絶たるは、誠に惜しき事なりかし、禮儀の絶たるをば、國々の大名とあらむ程の人は、必ず朝廷に奏して、古に復さむと思ふべき理なるを、如此何事も古に立復るべきめでたき時運に逢ながら、さる人の世に聞わざるは、いかなる事に、しかはあれど、三種の御寶は昔に代らふ事なく、後には曲玉を神璽と稱し、御鏡を内侍所、また賢所など白して、恙なくおはしけるを、いかなる禍津日の神の相交り、口會ましけむ、神鏡は天德寛弘長久三度の災に罹りて亡失給ひ、寶劍は文治の亂に、西海に沈みて見えすなり給ひき、其はまづ日本紀畧村上天皇天德四年の下に、九月廿三日庚申、今夜亥之刻、内裏燒亡、中略累代珍寶、多以燒失、參議重信朝臣仰炤之間、一豎光其體如龍爛々、廿四日辛酉の下に、又昨夜鏡三、和名加之、古止古呂并太刀契不能取出、今日

依勅令搜求餘燼之上、已得其實、但調度燒損、其真猶存、形質不變、甚爲
神異、即大藏省韓櫃此下、年中行事秘抄、令奉納之、又十月三日己巳の
下に、縫殿大允藤文紀參申云、去月廿四日、依宣旨御坐内裏賢所三所、
奉遷縫殿寮之間、内記奉納威所三所、一所鏡、件鏡雖在猛火上、而不漏
損、即云伊勢御神云々、一所眞形無破損、長六寸許、一所鏡、已漏亂破損、
紀伊國御神云々、略釋紀に、村上天皇御記曰、天德四年九月廿四日、鑿
求溫明殿所納之神靈鏡并大刀契等、申時、重光朝臣來申云、瓦上在鏡
一面、其鏡徑八寸許、頭雖有小瑕、專無損圓規帶等、甚以分明、露出緣破
瓦上、見之者無不驚感、小右記、寛弘二年十一月十五日、此條に、此文を
また露出以下六字あるを宜し、此と異なる事なし、但し甚字の下に、以字
しければ、今此に因て補へり、廿五日、求得燒損鏡一面、外記、記曰、威所三
所、一所齋鏡、件御鏡雖在猛火上、而一所魚形、無破損、長六寸許、一所鏡、已漏亂破
御神云々、○此に威所三所とある一所は、伊勢大御神に坐す、こどもなき
を、其餘二所坐すを案ふに、三種の神寶の如く、大御神の正しく授け給へ

るには、此二面の御鏡をも、同じく造りて坐させ奉りし給へる御物なり
か思ふ由は、釋紀に、大倭本紀一書曰、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三
磯宮崇敬拜崇大神也、一鏡者天照大神之前御靈名天懸大神、今伊勢國
草宮崇敬拜崇大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕御食之、食向、夜、護
日護齋奉大神、今卷向穴、天照大神之前御靈は、上に引る書紀に、紀伊國所
て、聞ゆれば、なり、又此に天照大神、所坐御靈は、上に引る書紀に、紀伊國所
坐大神也、古語拾遺に、令石凝姥神、日像大神、初度所、少不合、意是紀伊
國、日前神也、とあるに、あたりに、卷向穴、師宮大神、といへるは、物に見えされ
ば、知るべき由なれど、紀略に、一所無破損、釋紀に、引ける外記に、一所
魚形無破損、とある鏡に、あたりに、聞え又拾遺に、矛玉自從と云る矛は、神
代卷に、大己貴命、天神の詔に、順ひ奉りし時、乃以平國時、所杖之廣矛、授二
神、經津主神、武甕槌神、曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平
安、とある廣矛にて、天孫いま此國に天降坐際に臨みて、即此矛をも副て
賜ひしなるべし、其故は、崇神卷六年、先是天照大神、和大國魂、二神、並祭於
天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姬命、祭倭笠
纒色、云々、亦以日本、大國魂神、託停名城入姬命、祭、と見たる大國魂神は、延
喜神名帳に、大和國山邊郡、大和坐大國魂神社、三座、並名神大、月次相嘗新
嘗、と云是にて、今も新泉村と云に坐りと云り、大倭神社注進狀に、相殿神
一座、八千戈神、御歲神、傳聞、八千戈神者、大己貴命、以廣矛爲杖、令擲平豐葦
原中國之邪鬼、云々、此矛亦上古在天皇大殿之内、其藏齋爲八千戈神之神

體とあるは正しき古傳なるべし、かくて思ふに、二所の御鏡も、牙も共に三種の神寶に添へて、皇御孫命へ授け賜ひしを、御々代々、天皇の同殿にましまし、水垣朝に至りて、天照大神の御靈八咫鏡、草薙劍を、笠縫邑に祭り給ふ時に、かの同殿に座し一鏡、及子鈴とある子鈴をば、大和の卷向穴師宮に、牙をば、即大和、大國魂神社に齋ひつれど、日前、神靈と件の一鏡即御食津神靈とは、なほ鏡、劔に副て坐つるにや、思ふに、豊鍬入姫命鎮坐すべき地を求めありきたまふ時に、遷木乃國奈久佐、濱宮、積三年之間、奉齋(崇神天皇五十一年)と倭姫命、世記に見ゆ、此時に日前、神靈は紀伊に留め奉りて、永く彼地に鎮り坐しめ給ひ、又御食津神の御鏡も、これと同時に、丹波國與佐宮にませ奉りしなるべし、さて日本紀略と、釋紀、古寫本とに、魚形とあるは、魚は、釋紀、印本に員とあり、員は圓の略字にて、圓形なるべし、然思はる、由は、懸卷も長かれど、豐受大御神の御靈の物實は、現に今も拜祭る御鏡なる事は、云ふも更にて、明文抄に引る、大倭本記に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、とある數にも合ひ、天德御記及其餘の古書にも、賢所三所と記せるにも、叶ひて、倭姫世記に、豐受大神、元丹波國與謝郡比沼山頂、麻奈井原坐御饌都神、靈形、眞經津鏡、坐圓形也、神代三面内也、とあるを證として、魚は員にて、即圓なる事しるれば、眞形とある員も員にて、圓なる事を辨ふべし、さて眞經津鏡とは、圓形なれば、圓縁形の由なるべし、帝王編年記條にも、遣左右中將鑿求神鏡大刀等、重光奏云、溫明殿所破瓦上有鏡一面、徑八寸許、頭雖有小瑕、專無損、圓規并帶等、以分明云々、あるを考ふるに、溫明殿云々、上に引る御記にも、溫明殿所納之神靈鏡、と

被留置也、神事同伊勢、世始同御坐之間、主上朝夕不放、御本鳥、仍冠巾子融緒被結、御冠穴、此故也、垂仁天皇御宇、始爲別殿、御溫明殿、白河院御宇、仰曰、内侍神鏡飛出、欲上天、而女官懸唐衣袖、奉引留、依此因緣、女官奉守護、また年中行事秘抄にも、垂仁天皇始御別殿、なと、同じさまに見えたり、と、垂仁は崇神の誤にて、古へ別殿に坐し、例に因て、溫明殿に坐させたり、なるありし、溫明殿の名は、漢書、霍光傳に、光が喪の事を云て、東園、溫明とある注に、服虔曰、東園處此器、形如方漆桶、開一面畫之、以鏡置其中、以懸屍上、大斂并蓋之、とあるを、取れる名と、聞ゆれど、いとおさは、しからぬ名なるべし、さて村上天皇御記、頭雖有小瑕、專無損、圓規并帶等、甚以分明、この有、小瑕と云るは、神代卷に、觸戸小瑕、其瑕於今猶存、とある、舊物のまゝに、崇神天皇のものは、給ふときも、敬しみて、し、か造り給ひしと見ゆ、かくて上に引ける紀略、釋記に、引天德御記、小右記、なと、に據りて、伴信友が、恐所の神鏡の御形を想像奉るに、今も尋常にあるが如く、圓規して、柄(帶)とあるもの、御柄なるべし、俗に、手と云ふものなり、ある御鏡なるべし、其は、彼の村上、御記に、頭雖有一破、云々、小右記にも、云々、とある、鏡を考合せて、し、か想像奉らるゝなり、さて、草木の實の處は、即柄なるべし、字書に、帶、取ては、帶、からや當也、なと、見ゆ、さて、草木の實の處は、即柄なるべし、字書に、帶、取ては、帶、からや書、せ給へる枝をも、かけ、また、御記に、頭とある、柄の處は、彼神鏡の柄を、下と、し、て、其上、方を、詔へる、下文なるべし、今も、鏡は、作なと、禮儀、類、典、にも、引ける、大成、録、の、また、柄を、古くは、下と、も、云へり、と、思は、れて、禮儀、類、典、にも、引ける、大成、録、の、一、樂、寸、三分、許、下、有、石、突、長、二、寸、許、如、鏡、丁、と、あり、て、其、石、突、の、處、如、此、

り、如鏡丁とは、鏡柄と云ひが如けしと云るは、非説なる事、延暦の大
 宮儀式帳に、神鏡を納奉る御極代の寸尺を擧て、御極代一具、深一尺四寸、
 内八寸三分、徑二尺、内一尺六寸三分とあるにて、明なり、帯とは長き
 柄の事にはあらずして、古鏡の背に緒を貫く柄と云もの是なり、
 同段に、故殿御日記云、恐所雖在灰燼之中、曾不燒損云々、とあるが如
 く、天徳の度は、素よりの圖規形并帶も損れ給ふことなく、甚分明に
 坐けるなり、
かくて一代要記に、此度の事を、内裏燒亡、遷都已後、歷百六
 十七年、始有此災、内侍所飛自温明殿、懸御南殿櫻木、小野宮
 移袖、奉入太政官、朝所源平盛衰記にも、南殿の櫻の梢に飛か、らせ給た
 りけるが、光明赫奕として、朝日の山端を出づるが如し、代猶不失けり、と
 悦の涙せき敢給はず、右の膝を突、左の袖を被て、昔天照大神爲奉守、百王
 移留玉へる御鏡也、御誓未改給者、神鏡實類が袖に宿入らせ給へど、被仰
 ける御言の未終に、高梢より飛下らせ給ひて、御袖に入らせ給へり、即火
 の中に、禁秘抄なとに、此事を靈驗掲焉と覺ゆ、云々と見え、編年記、年中行
 事秘抄、禁秘抄なとに、此事を靈驗掲焉と覺ゆ、云々と見え、編年記、年中行
 けるは疑はし、故神皇正統記には、此時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひ
 るを、小野宮實類の大臣袖にうけられたりと申事あれど、ひが事をな
 るは、書傳へ侍る也、とあり、

寛弘之災

また寛弘の度の事は小右記小野宮實類の記なりに、寛弘二年十一月十五日、

神鏡改鑄之

人々申云、火田自温明殿出字なきは脱たるな、神鏡所謂大刀並契不
 能取出云々、十六日庚申、依内裡燒亡、諸司廢務、左近少將重尹奉宣旨、
 求賢所之間、灰中灰字、本書炭に作るは、神鏡二面奉求出之、十七日辛
 酉、定申、神鏡燒損事、其定趣者、可改鑄歟如何者、諸卿定申旨一同也、云
 々、若可改鑄者、以俗銅、不可混神物、以所燒遺神物等、可奉齋歟、猶可被
 安置鏡體、新以銅奉鑄、相制奉安置如何、抑先令道々進勸文、又令祈申、
 伊勢太神宮兼依御占、可被鑄造歟云々、神鏡大刀并契、盡燒亡、僅有帶、
 自餘燒損、無圓規、失鏡形云々、
法成寺攝政道長公記にも、左近少將重尹
 右近少將濟世等、率一員、尊所、仰可奉守、由
 令參、明後奉求、神鏡、破損、給、百鍊抄、十八日壬戌、左大臣仰、外記曰、神鏡燒
 編年記、春記なとにも、燒損と見ゆ

損、可被改鑄歟、將乍燒、可奉安置歟、抑諸道可勸申者、十二月癸未、酉刻、
 神鏡自太政官奉移、東三條院、十日、中將示送云、神鏡昨奉移、但開舊御
 韓櫃、將奉納、新辛櫃之間、忽然有、如日光照耀、内侍女官等同見、神驗猶

新最是足恐驚者

また道長公記にも、十二月九日癸未、奉置官司、尋所所
以申三字難讀、奉入新辛機間、奉置戸屋内、明光如燿、鏡

景在途籠内、奉還掌侍藤原義子、進左近將頼定等、見奇怪如此瑞相、未嘗
有此度火災、御體不全、而有此衆人所感唯在之、とみえ百鍊抄、權記、春記な
るにも、この光燿とみえ、道長公記の同三年に、七月三日癸卯、午時參内、諸

卿參會、略于時召余賜諸勸文、被仰云、去年燒亡、次御内侍所神鏡燒損、

可改鑄、歟、令申其由、可左右定申者云々、内大臣、右大將、尹中納言、權中

納言、新中納言、勘解由長官、左大辨等申云、非可改鑄、雖不全、本形神代

物也、この神代は、崇神天皇御世を、尊之、可奉安置、又有鑿於官司、奉入辛

櫃之日、放光耀、給是其靈也云々、此文義明了ならざるを、下文の趣きに
因て考ふるに、燒損たる御鏡は神代の

御物なれば、全形にあらずとも、尊みて其隨に安
置して、別に一鏡を模造奉るべきとの由と聞ゆ、余申、件事歎思、若可奉

鑄、本金有其恐、又以他金奉鑄、本金爲之、如何哉、損像、與全像、二像御禁

中、如何、尊名二像、御事猶歎思、本像加鑄、請可奉安置歟、此れも詳かな
らざれど、模像

と全像と、禁中に御坐すこと如何なれば、猶燒給
へる御像の隨にて有りなむと云る義なるべし、定間從御殿上、蛇降在

長久之災

庭前從南殿北階上行、西方是内侍所方、衆驚恐無極、定了一々立座、ま
た百鍊抄にも、定間三尺餘、蛇自御在所、脱落庭中、登自南殿北階、赴西
不見、可謂神受兆、また紀略に、諸道勘申、神鏡事不可改鑄之由、群議了、
などあるを合せ思ふに、此の時の災には御形も悉失給ひて、唯いは
ゆる帯と云所のみ存りては、在つれども、神しき御光の殿内に照耀
ける事の甚奇びに在しかば、この帯を祕藏め奉りて、改造り給ふこ
とは無りしなり

去かるに、後朱雀天皇長久元年に、復災あり、其は百鍊鈔長久元年九月

九日、皇居上東門院燒亡、略中内侍所神鏡在、灰燼中、燒損、遣藏人頭左中

將資房云々等、令求之、僅奉得御體、燒殘五
六寸即奉裏入折櫃、又得一切、三

寸其體燒損、不分明、云々、次々得二三寸許、各々段々也、又如金玉之物、

數粒得之、隨又奉加入彼櫃也、十日内侍所、女官二人、夢想云、一人夢云、

彼本所有、小蛇、頗有腦氣、又一人夢云、彼本所有、人云、吾相離、獨身在此、所云々、仍女官等向彼所、奉鑿求之所、如玉、金求得二粒、即奉入、畢有靈驗、可感歎云々、已上見資房卿記、また江家女第十二卷に、長久焼亡云々、後朝灰有光、集之入唐櫃、また正統記に、長久のころ、内裏に火ありて、神鏡やけ給ふ、猶靈光を現し給ひければ、其灰をあつめて安置せられき、とあるが如く、此時に至りては、彼帶と云ふ所も何も皆焼失て、只その灰ありつるをかき集めて、辛櫃に納め奉りつと聞ゆれば、崇神天皇の御世の御擬造の鏡は、全く絶果て玉ひ、是より凡百五十年餘の後、後鳥羽天皇の御世に、又御擬造の寶劍の終に西海に沈み給へるは、いとく忌々しく歎息しき事なるは、申すも更なり抑いと上世に、大御神の神寶を御傳へ坐るまじく、其御寶を傳へ給ふが天津日繼を治しめす、天皇命にして、天の下を治し給

ふ君といふとも、神寶を受傳へおはし坐ざるをば、大君と仰ぎ奉らざる神代よりの御制度なるを、源平の亂に平氏の一族、天皇を擁奉りて、長門國に座せ奉りし事は、この天皇三種の神寶を保座ば、天下の人ども悉く仕へ奉るべき理ぞと云思へる權謀にて、しか爲つるを、京都にては更に後鳥羽天皇を位に即まつりしかば、神器を傳へずて踐祚の禮を行ひ給へる事は、例なしとて、關白藤原兼實公の諫めまつりしは、實に理たり、この公の著せる玉海に、元暦元年爲主爲國王、不持劍璽、踐祚之例、書契以來、未嘗聞、然而依無止事、有立王事、天子位不空一日之故也、然而至于即位者、待劍璽可被、遂行神鏡劍璽、當時在賊徒之手、大都紛失、歟、而可被待歸來之由、令申之條、殆爲嘲哂之甚、又可謂背時議、然而中心胸襟鬱陶、未敢、所以何者、去年七月以後、劍璽歸來事、無籌策、無祈禱、已必無沙汰、日月不墮地、神明不守國、云々、若又紛失、期至、沈海底、住灰燼、歟、見定其左右之後、其時實可及議定也、未及如此之沙汰、暗不帶劍璽、被行即位之條、不重彼三神歟、國土之亂、しかれども、其を用ひ賜はで、踐祚の禮を行ひし故に、平氏の族はますます憤り深く、東鑑二年

撰遺神劍沒于海底

春が奉、取上げるとぞ聞えし、神璽をば、注御箱と申云々、正統記に、神璽は、八坂瓊の曲玉と申、神代より今にかはらず、代々の御身をはなれぬ御まもりなれば、海中よりうかび出給へるも理なり、この御事を順徳天皇の御抄に、神璽自神代、于今不替、壽永自海底、求出云々、内侍近衛、外更不觸手、自神代、如見我、被誓置、尤可敬事也、箇中鏡一程、物動返々不可傾、と記させ玉へり、又奇しき事の座せりしは、續古事談に、冷泉院うつし心なくおはしましければ、にや、しるしのは、このからげをときて、あけんとし玉ひければ、はこより白雲たちのぼりけり、おそれて紀氏の内侍もどの如く、からげより、江談抄、古事談、劔卷などにも載せたり、と云る事もみえたり、また東鑑壇浦合戦の條、上に引るさし次の文に、其後軍士亂入御船、或者欲奉、開賢所、于時兩眼忽暗、神心惘然、平大納言時加制止之間、彼等退去、訖、是尊神、別體朝家、惣持也、神武天皇第十代崇神天皇、御宇、恐神威、同殿不安、被奉改鑄云々、朱雀院、御宇、長久年中、内裏燒亡之時、圓規雖虧、平治逆亂之時者、令移、師仲卿之袖、注澆季之今、猶顯神變、可仰、可待焉、また盛衰記に、兵共先帝の御船へ亂入し、大なる唐櫃の鑊、ねち破、中なる箱

を取出し、箱のからげ緒切解て、蓋をあけんくとしければ、忽に目眩き鼻血たる、平大納言時忠卿見給ひて、内侍所の御箱也、狼藉也、と宣へば、判官是を聞て、制止を加ふ、武士共御船を罷出ぬ、即平大納言に申て、如元唐櫃に奉納入、末代といへ共、靈驗の御座こそ目出たけれ、また太平記、村上天皇八幡を立退給ふ條に、主上ハ玉體無恙シテ、東條へ落させ給ニケリ、内侍所櫃ヲバ、初給テ持タリケル人ガ、田ノ中ニ捨テタリケルヲ、伯耆太郎左衛門長生、着タル鎧ヲ脱捨テ、自荷擔シタリケル、跡ヨリ追敵共、蒔拾ル様ニ射ケル矢ナレバ、御櫃蓋ニ當ル音、板屋ヲ過ル村雨ノ如シ、サレ共身ニハ一筋モ不立ケレバ、長生兎角カ、グリ付テ、賀名生ノ御所ヘゾ參ケル、多ノ矢共、御櫃ニ當リツレバ、内侍所モ矢ヤ立セ給ヒタルラント、淺猿クテ、御櫃ヲ見參ラセタレバ、矢跡ハ十三マデ有ケルヲ、纒薄キ檜木板ヲ、射徹ス、矢ノ

一筋モ無リケルコソ、不思議ナレ、とあるが如く、御鏡曲玉は終に、
天皇命の大御許に還り玉ひしかども、寶劍は長く見へをはし坐さ
りけり、故この御世より、廿餘年が間は晝御座、御劍を寶劍に擬へ玉
ひしが、土御門天皇、御世の初に、神宮の御諭ありて、神劍を奉られ
じより後は、永く其を朝廷の御守とし給へる也、其は順德天皇の御
抄に、御劍者神代有三劍其一也、子細雖多、不能注、其後爲寶物傳來、而
壽永入海紛失之後、院御時以後廿餘年、被用清涼殿、御劍仍以璽爲先、
而承元讓位時、有夢想、自伊勢進之以來、又准寶劍、以劍爲先也、此劍普
通蒔繪也、また正統記に、平氏亡て後、内侍所神璽はかへりいらせ給
ふ、寶劍はつひに海にしづみて見えず、其ころほひは、晝御座の御劍
を寶劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劍を奉らせ給ひし
によりて、近頃までの御守りなりき、三種の神器の事は所々に申侍

りしかども、先内侍所は神鏡なり、八咫の鏡と申正體は、皇太神宮に
いはひ奉る、内侍所にましますは、崇神の御代にいかへられたりし
御鏡なり、村上の御時天徳年中に、火事にあひ給ふ、それまでは圓規
かけましまさず、後朱雀の御時、長久年中かさねて火ありしに、灰燼
の中より光をさゝせ給ひけるを、をさめてぞあがめ奉られける、然
れど、正體つゝがなくて、万代の宗廟に、ます寶劍も正體は天の叢雲
の劍後草と云と申熱田の神宮に、いはひ奉る、西海にまづみしは、崇神
の御代におなしくつくりかへられし劍なり、うせぬる事は、末世の
志るしにや、どうらめしけれと、熱田の神あらたなる御事なり、中略
の兩種は、正體むかじにかはりまします、代々の天皇の、とほき御
まもりとして、國土のあまねき光となり給へり、失にし寶劍はもと
より如在の事、とぞ申侍るべき、神璽は八坂瓊の曲玉と申、神代より

今にかはらず、代々の御身をはなれぬ御まもりなれば、海中よりうかび出給へるも理なり。三種の御事は、よく心得奉へきなり。なべて物しらぬたぐひは、上古の神鏡は、天徳長久の災にあひ、草薙の寶劍は、海にしづみたり、と申傳ふる事侍るにや、かへすぐひが事なり。此國は三種の正體をもちて、眼もくとする事なれば、日月の天をめぐらん程は、一ツもかけ玉ふまじきなり。天照大神の勅に、寶祚のさかへまさむ事、天地ときはまりなかるべし、と侍れば、いかでかうたがひ奉るべき、今よりゆくさきもいとたのもしくこそ思ひ玉へれ、など見え、なほ晝御座御劍を用ひ玉ひし事は、玉海に、文治六年正月三日、天皇御元服云々、今日始被相具晝御座御劍、又三長記にも、寶劍沈海底後、被用晝御座御劍也、ともみえたり、かくて文治より百五十年許の後、延元元年十二月廿一日、後醍醐天皇、武臣足利尊氏が暴

神器儀在芳野

逆を避玉ひ、神器を奉て花山院より吉野の行宮に遷幸坐々しより、世に南朝と稱し奉り、

偽器之辨

寛云、此御世に偽神寶を造りて、其を北朝の方に授け玉ひ、大御躬に眞神寶を離ち給ふことなく、捧持おはし坐しなり、故、何となく双方に眞の神寶あるが如く混らはしく聞ゆるを、太平記によりて聊辨ふべし、其は元弘元年八月廿四日、北條高時が權威に任かせて、天皇を推廢し奉らむとせる時の事を、卷二天下怪異云々事の條に、大塔宮ヨリ竊カニ御使ヲ以テ、主上へ申サセ給ヒケルハ、今度東使上洛ノ事、内々承候へハ、皇居ヲ遠國ニ遷シ奉リ、尊雲ヲ死罪ニ行ハン爲ニテ候ナル、中略國家ノ安危、只此一舉ニ在ヘク候ナリ、ト申サレタリケル間、主上只アキレサセ給ヘル計ニテ何ノ御沙汰ニモ及給ハズ、云々、藤房卿進テ申サレケルハ、逆臣君

ヲ犯シ奉ラントスル時、暫ク其難ヲ避テ、還テ國家ヲ保ハ、前蹤皆
佳例ニテ候略中、兎角ノ御思案ニ候ハ、夜モ深候ナン、早御忍候ヘ
トテ、御車ヲ差寄、三種ノ神器ヲ乘奉リ、下簾ヨリ出絹ヲ出シテ、女
房車ノ體ニ見セ、主上ヲ扶乘進ラセテ、陽明門ヨリナシ奉ル、御門
守護ノ武士共、御車ヲ押ヘテ、誰ニテ御渡リ候ゾト問申ケレバ、藤
房、季房二人、御車ニ從テ供奉シタリケルガ、是ハ中宮ノ夜ニ紛テ
北山殿ヘ行啓ナラセ給フゾ、ト宣ヒタリケレバ、サテハ仔細候ハ
シトテ、御車ヲゾ通シケル、云々、同二十七日、潛幸ノ儀式ヲ引ツク
ロヒ、南都ノ祓徒少々召具セラレテ、笠置ノ石室ヘ臨幸ナル、九月
廿八日ニ、高時大軍ヲ差遣シテ、笠置ノ行在所ヲ攻落シ、カバ、天
皇御徒歩ニテ、逃出サセ玉ヒケルヲ、六波羅ノ兵圍ミ奉リテ、平等
院ヘ坐セ奉リシナリ、故、卷三後醍醐天皇御沒落笠置の條に、十月

二日、云々、其日關東ノ兩大將、大佛、貞直、金澤、貞將を云なり、京ヘハ入ズシテ、直ニ
宇治ヘ參向テ、龍顏ニ謁シ奉リ、先ツ三種ノ神器ヲ渡シ給ヒテ、持
明院新帝ヘ進ラスベキ由ヲ奏聞ス、主上藤房ヲ以テ、仰出サレケ
ルハ、三種ノ神器ハ、古ヨリ繼體ノ君位ヲ天ニ受サセ給フ時、自ラ
是ヲ授ケ奉ル者ナリ、四海ニ威ヲ振フ逆臣有テ、暫天下ヲ掌ニ握
ル者アリトイヘ共、イマダ此三種ノ重器ヲ自ラ擅ニシテ、新帝ニ
渡シ奉ル例ヲ聞カズ、其上内侍所ヲバ、笠置本堂ニ捨置奉リシカ
バ、定テ戰場ノ灰塵ニコソ、墮サセ給ヒヌラメ、神璽ハ山中ニ迷シ
時、木ノ枝ニ懸置シカバ、遂ニハヨモ吾國ノ守ト成セ給ハヌ事ア
ラシ、寶劔ハ武家ノ輩モシ、天罰ヲ顧ズシテ、玉體ニ近ヅキ奉ル事
アラバ、自ラ其刃ノ上ニ伏セ給ハン、爲ニ暫モ御身ヲ放タル事ア
ルマシキナリ、ト仰ラレケレバ、東使兩人モ六波羅モ言ナクシテ

退出ス、翌日龍駕ヲ廻シテ、六波羅ヘナシ進ラセントシケルヲ、前
ニ臨幸ノ儀式ナラデハ、還幸成マシキ由ヲ、強テ仰出サレケル間、
力ナク鳳輦ヲ用意シ、衰衣ヲ調進シケル間、三日迄平等院ニ御逗
留有テゾ、六波羅ヘハ入ラセ給ヒケル、同九日三種ノ神器ヲ、持明
院新帝光ノ御方ヘ渡サル、此内侍所は云々、神器は云々、と詔へる
は、只一時の御欺き詞なるをもて、彼方にも其を容易くは、うけ奉
らで、強て申し、故に、劍璽をば渡し給ひつれど、共に眞器にては
なかりしなり。皇年代畧記に、光嚴院の事を、元弘元年九月廿日踐
祚、十月六日渡劍璽とある文の注に、自六波羅奉渡土御門東洞院
皇居或說神器聊有子細と見え、また此時二種なりし事は、光嚴院
天皇御別記にも、元弘元年十月六日、晴今日神器寶劍等、自六波羅
渡之、任元曆之例、上卿參議參向、中略戊半許、隆蔭朝臣歸參、申云、秉燭

之後、面々向六波羅、先職事等檢知云々、但其體先々劍璽役勤仕之
人、可見知之、間實繼朝臣同可檢之之由、隆蔭申之、仍隆蔭實繼等卿
定視三人檢知之、劍璽各納新櫃、置御匣、管臺上、櫃加封印、職事等切
解見之、其體無相違、更無破損、但御劍石突落了、璽管絨緒少々切、云
々、其外無破壊之事、即實繼朝臣取劍、季隆取璽於初下納大藏省辛
櫃（兼日內々長光朝臣仰省令用意）、此間上卿以下、列立初邊警衛、
武士濟々焉、上卿以下步行供奉、中略既無爲奉取之、口喜悅之、至元曆
之亂、經三ヶ年之後、實劍遂失了、今度踐祚之後、不及廿日、乍兩種無
爲、宗廟之冥助、尤足感悅者也、とあるが如し、また増鏡卷十、天皇隱
岐より還御の條に、此度内裏へ入らせたまふへき儀、重祚など、に
てあるべけれども、璽の管を御身にそへられたれば、たゞ遠き行
幸の還御の式にてあるべきよし、さだめらる、とあるにていと明

らかなり、さて二年三月七日に、六彼羅より隱岐國に、天皇を遷し奉れり、卷四一宮并妙法院宮遠流御事の條に、先皇ヲハ承久ノ例ニマカセ、隱岐國へ流シ進ラスベキニ定リケリ、臣トシテ君ヲ蔑ニシ奉ル事關東モサスカ恐有トヤ思ヒケン、此爲ニ後伏見院第一御子(光嚴)ヲ御位ニツケ奉リテ、先帝遷幸ノ宜旨ヲ成サルベシトゾ計ヒ申ケル、天下ノ事ニ於テハ、重祚ノ御望有ベキニモアラザレバ、遷幸以前ニ、先帝ヲハ法皇ニナシ奉ルベシトテ、香染ノ御衣ヲ武家ヨリ調進シタリケレドモ、御法體ノ御事ハ、暫有マシキ由ヲ仰ラレテ、哀龍ノ御衣ヲモ脱セ給ハズ、毎朝ノ御行水ヲメシテ、假ノ皇居ヲ淨メテ、石灰ノ壇ニ准ヘテ、大神宮ヲ御拜有ケレバ、天ニニツノ日無ケレ、臣國ニニツノ王オハシマス心地シテ、武家モ持アツカヒテゾ覺ケル、是モ教慮ニ憑思召事有ケル故ナリ、

とあるは、神璽を御身にそへさせ賜へれば、皇位は御身にありと思しての御行と聞へたり、如此神璽を懇切にし賜ひし事は、神代よりの舊物は、この一種にて、二種はみな後世の御擬造なれば、假令失たりとも、大御神の投げ坐る御寶さへおはし坐さは、と深く憑み思したる御事を知るべし、さらば劍は眞の神劍を渡し給へる如くに聞ゆれども、是も偽器なりし事は、増鏡に、元弘元年八月廿四日、記録所の事を云る條に人々まか、で君も本殿に暫し打休ませ給へるに今夜既に武士ども競ひ参るべしと忍びて奏する人ありければ云々、内侍所神璽寶劍ばかりをぞ忍びていでわたらせ給ふ、保暦間記、建武三年元十一月、顯家卿舍弟顯信朝臣伊勢國ニテ義兵ヲ舉、内々申通スル事有、ヒソカニ先帝都ヲ出サセ給、同十二月ニ、三種神器ヲ具シ奉リ、吉野山へ入セ給フ、とみえ

て、天皇の御許に、三種ともまじはる事明らかなるに、園太曆文和元年七月二日、南朝正和七年後光嚴即位の事を云へる條に、若宮踐祚條々、何様可有沙汰哉事、傳國禮以舊主、宣命普告天下之上、被渡神璽鏡劍、是爲奕代流例哉、但有別故之時、蓋以被渡神璽神鏡、不及宣命宣制歟、而壽永舊主、不御帝都、神器等、在西海、仍被經再往之沙汰候、太上天皇詔宣被施行乎、爾降元弘建武、同任彼先蹤、有其沙汰乎、而今上後光嚴御座外都、壽永以來、猶被遂行歟、とあるは、當時の事を云る文なれど、元弘とは元弘二年四月二十八日、光嚴帝踐祚の事を云ひ、建武とは、建武三年八月十五日、光明帝踐祚を云るなれば、此二御代の踐祚に、正しき神器のおはしまさざる事を辨ふべし、又續神皇正統記にも、後光嚴踐祚日、三種靈寶渡御なき事、繼體天皇の佳闕を尋て、被准擬侍とかや、當日の儀は、壽永仁治等の例を摸

せられ侍り、寶劍不御座事は、壽永初例にや、彼度太上天皇の詔宣にて、其儀を被行、元弘建武兩度も、彼例を被守侍り、このたびは、上皇外都にましますによりて、宣命制作に不及、仍上古渺焉の蹤跡を追て被遂行侍り、内侍所御辛櫃、佐女牛若宮寶殿に置れけるを、今夜密々に内裏に渡入奉らる、如在の禮典に擬せられ侍るにや、とあるにて、太上天皇詔宣の事のみならず、劍璽のなかりしを、想ひやるべきなり、されどこの後光嚴の事をしも、北朝にて記せる右少史重綱記、匡遠記にも、劍璽内侍所の渡御の儀ありし如くに記せるを以て、光嚴光明二御代の事を推考へなば、明らか知らるべきものならずや、かくて同三年正月、天皇隱岐の行宮を逃れて、伯耆國に幸し、名和長年に依て、船上山に御坐しか、山陽山陰南海西海の者共、兵を起して、朝廷を助け奉り、關東には新田義

貞軍を興して、北條高時を伐亡し、六月四日に還幸し玉ひき、是より先五月八日、天皇近江に坐し時、北條仲時等守良親王の兵に伐れし事を、卷九越後守仲時以下於番馬自害の事の條に、去程ニ兩六波羅京都ノ合戰ニ打負テ、關東へ落ラル、由披露有ケレバ、云々、其外伊吹山ノ麓、鈴鹿河ノ邊ノ山立強盜溢者共、二三千人一夜ノ程ニ馳集テ、先帝第五ノ宮(卽守良親王ノ御事)御道世ノ體ニテ、伊吹ノ麓ニ忍テ御坐在ケルヲ、大將ニ取奉リテ、錦ノ御旗ヲ差揚、東山道第一ノ難所、番馬ノ宿ノ東ナル、小山ノ峰ニ取上リ、岸ノ下ナル細路ヲ中ニ夾ミテ待懸タリ、云々、又持明院殿爲五宮被囚云々事の條に、去程ニ五宮ノ官軍共、主上上皇ヲ取進ラセテ、其日先長光寺へ入奉リ、三種ノ神器並玄象下濃二間ノ御本尊ニ至マテ、自ラ五ノ宮ノ御方ヘゾ渡サレケル、云々、この神器は卽平等院

にて、渡し給へる御物なる事、上に見えたるが如し、斯て神器の大御許にまし、事は、卷十四後醍醐天皇臨幸山門事の條に、足利尊氏叛き奉りて、京都に攻上りしことを、山崎大渡ノ陣破レヌト聞エケレハ、云々、主上ハ山門へ落サセ給ハントテ、三種ノ神器ヲ玉體ニ副テ、鳳輦ニ召レタレドモ、駕輿丁一人モナカリケレバ、四門ヲ固テ侍フ武士共、鑑着ナガラ、徒立ニ成テ、御輿ノ前後ニゾ仕リケル、此年延元元年正月、官軍尊氏の兵を打破りつるに依て、天皇右大臣藤原家定が華山院の第におはし玉ひ、その五月、官軍又敗れしかば、復び延曆寺に行幸し給き、卷十六後醍醐天皇重臨幸山門事の條にも、五月十九日、主上三種ノ神器ヲ先ニ立テ、龍馬ヲ廻サレケル、とあるにて知るべし、さて尊氏の欺を信玉ひて、延曆寺より十月十日に華山院へ還らせ給ふ事を、卷十七還幸供奉人々

被禁殺事の條に、還幸既ニ法勝寺マデ近ツキケレバ、左馬頭直義
五百餘騎ニテ參向シ、先三種ノ神器ヲ當ノ御方へ渡サルベキ由
ヲ申サレケレバ、主上兼テヨリ御用意アリケル似セ物ヲ取易テ、
内侍ノ方へゾ渡サレケル云々、又瓜生保が足利尾張守の方より、
前帝より成されたりとて、義貞が一類を追罰すべき由の、繪旨
を送れるに惑て、心變りしたる條に、三種ノ神器ヲ春宮ニ渡シ進ヲ
セラレシ上ハ、縱先帝ノ繪旨トテ、尊氏申成タリトモ、思慮アラシ
人ハ用ルニ足ラヌ所ナリト思フベシ、然レドモ判官此是非ニ迷
ヘル上ハ、重テ仔細ヲ盡スニ及バズ、云々、とあるは偽なるゆゑに、
十二月廿一日華山院を出て、吉野へ幸す事の條に、刑部大輔景繁、
武家ノ許ヲ得テ、只一人伺候シタリケルガ、勾當内侍ヲ以テ、潛ニ
奏聞申ケルハ、云々、急キ近日ノ内ニ、夜ニ紛レテ大和ノ方へ臨幸

成候テ、吉野十津川ノ邊ニ皇居ヲ定ラレ、皇統ノ聖化ヲ耀シ候へ
カシ、ト委細ニゾ申入タリケル、主上事ノ様ヲ具ニ聞召シ、云々、明
夜必寮ノ御馬ヲ用意シテ、東ノ小門ノ邊ニ相待ヘシトゾ仰出サ
レケル、相圖ノ刻限ニモ成ケレバ、三種ノ神器ヲバ、新勾當ノ内侍
ニ持セラレテ、童部ノ踏アケタル、築地ノ崩レヨリ、女房ノ姿ニテ、
忍出サセ給フ、景繁兼テヨリ用意シタル事ナレバ、主上ヲバ寮ノ
御馬ニカキノセ進ラセ、三種ノ神器ヲ自荷擔シテ、イマダ夜ノ中
ニ、大和路ニ懸リテ、梨間宿迄ゾ落シ進ラセケル、云々、とありて是
より後、神器は吉野に渡らせ給ひしなり、さて、後村上天皇、正平
三年、北朝崇光院受禪の事を、卷廿五に、天正本云、同十月二十七日、
興仁王南面ノ位ヲ踐セ給ヒシカバ、即三種ノ神器ヲ渡サレケリ、
抑此靈寶ト申ハ、神代ヨリ傳レル重器ニ非ズ、只其納物等ヲ是ニ

擬セラレテ、天子ノ守ニ用ラル、此内寶劍ハ、安徳天皇西海ノ波ニ
没シ給フ時沈失ケル、後畫御座御劍是ニ準シ用ラル、賢所寶璽ニ
於テハ、後醍醐院元弘逆亂ノ始ヨリ、玉體ニ從ヘテ、今迄隱シ置マ
シクシカバ、眞實ノ靈物ハ徒ニ邊鄙ノ寶トゾ成ニケル、此故ニ
建武踐祚ノ後ハ、元暦ノ佳躰ニ任テ、讓國ノ禮ヲ行ハルベシトゾ
聞ヘシ、云々、また正平六年、崇光院を廢し奉りし事を云る持明
院兩院主上遷幸吉野云々事ノ條ハ、廿三日（十二月也）中院中將具
忠ヲ勅使ニテ、都ノ内裏ニオハシマス、三種神器ヲ吉野主上へ渡
シ奉ル、是ハ先帝山門ヨリ、武家へ御出シ有シ時、アリモアラヌ物
ヲ取替テ、持明院殿へ渡サレタリシ物ナレバトテ、璽ノ御箱ヲバ
棄ラレ、寶劍ト内侍所トヲバ、近侍ノ雲客ニ下サレテ、衛府ノ大刀
裝束ノ鏡ニゾ成サレケル、ダニモ誠ノ三種神器ニハナケレドモ、

已ニ三度大嘗會ニ逢テ、毎日御神拜清暑堂御神樂二十餘年ニ成
ヌレバ、神靈モナドカ無カルベキニ、餘無恐凡俗ノ器物ニ被成タ
ル事、如何アルベカラント、申族モ多カリケリ、また園太曆觀應二
年十二月大御即位事、九日朝間微雨、云々、三種神寶事、被下勅書云
々、又三種事、所存同載折紙、頗爲新儀、爲之如何、以虛器被准正體神
慮匪測、先資繼卿可預置候條、可爲折中之儀乎、後日資繼卿持參な
どは不可有子細歟、下また三種事、爲虛器之上、雖不能左右、人非可
聊爾者歟、可被便宜所、神祇伯資繼卿可預置之條、可宜乎、また廿二
日天晴、伯卿入來、内侍所劍璽間事、談之、今日遣消息於具忠朝臣、仙
洞御返事之趣也、隨而三種重器以下事、今日即可奉渡、云々、今日伯
卿來對面、三種神器渡御間事、談之、神官奉仕此事、先規不覺悟、迷惑
可爲何様哉、若次將可宜歟者、予云、此條誠不審、但具忠朝臣先日仰

同者、件三種於正物者、皆南方御所御所帶也、京都御座、虛器之條勿論也、然而先皇擬神器被渡給之上、一兩代爲被用了、不被改其儀之條、不可然候間、今可被渡之旨被申之、但不可爲先々渡御體伯卿參申賜之、渡申候下御劔璽可奉加入内侍所御辛櫃歟旨、有問題、其器虛實者不知、内侍所御辛櫃奉開之條、爭可然哉、用意新長櫃奉納之可宜哉、尤可然、可被用意之旨、具忠示之、其用意事、又兩人談之、云々、と見えたるは、前に後醍醐天皇の渡し給ひし神器の眞物ならぬ事を、知しめせる故に、吉野にはもとより眞の尊き神器はしまして、先づ御世より受傳て、しばらくも御身を放ち玉はぬとの御心にて、近習に賜はりなど、いみじくものし賜へり、と知られたり、かゝれば、天皇の御歌に、四の海浪もをさまるしとて、三のたからを身にぞつたふる、と詠まさせ玉へるも、即其の御心は

へなるべし、弘和元年に奏上れる、新葉集の卷末に、この御歌を擧たるも、正しき神器の芳野におはす由を、後世にしらせんとの、心しらびなる事をも思ふべし、

後村上天皇、後龜山天皇の三代かけて、皇統知食るゝ事、五十七年に當れる年に及て、既に足利が私の謀にて、京に取立奉りつる、北朝の御筋におはし坐、後小松院と御和睦あらば、此後は大覺寺殿御宇皇の御と、持明院殿光嚴院のとの御流まはかはるがはる御世を知食るべし、故北朝の今のみかどに、御讓位の義をもて、神器を御讓渡し給はむには、即ち先皇の禮をもて、尊號を奉らるべし、など奏しければ、後龜山天皇の御心には、あかす思しめしつらめど、南朝の皇威、漸に衰へさせ給へるをりからなれば、其の契約の如く、神器を御讓りありし後は、其沙汰もなきのみならず、武家はますます威權を

恣に振ひて、上皇を始め奉り、南方の宮々を蔑如にしまおらせしかば、吉野の前朝より、父祖代々、大義を重みし忠心なりつる武士等は、みな其憤りはれがたく、いかにもして足利の輩を亡し、南方の宮を取立奉り、先、天皇後醍醐の叡念を徹し奉らむと思ひ起して、嘉吉三年と云に、楠次郎、大和の越智某等をはじめ、吉野十津川、河内紀伊國の者共を語らひて、後龜山天皇の皇子小倉宮の御子、尊義王を太上天皇と稱し、其御子尊秀王を南方宮と申し奉り、軍兵三百人ばかり、九月廿三日の夜半に、内裡に襲よせ、思ふまゝにふるまひて、即典侍の持る神璽を奪り奉り、比叡山にたて籠り、夫より大和國へ引退き、尊秀王に神璽を奉り、私に天子と稱して、吉野の山奥なる北山庄大河内と云處に、御在所を構仕奉る、また尊秀王の御弟忠義王とておはし坐けるを、阿野宮と稱して、守護しまおらせけり、また文安

元年、後村上天皇の皇孫天皇の第六皇子上野義有王も、尊秀王を助て、大和河内和泉わたりの浪人等をかたらひて、吉野の山奥紀伊國牟婁郡北山と云處に坐ましけるが、八幡城にたてこもり給ひけるを、武家より兵を聚めて、四年十二月うしなはれ給ひける、その後長祿元年十二月二日の夜、赤松滿が家人等打入て、尊秀王を害し奉り、やがて神璽を取奉りて、引退く所を、宮の伺候の人井口太郎左衛門と云者、心はやく計らひて、再神璽を奪り返し奉りぬ、同じ夜半ばかりに、忠義王もそこなはれ給ひしかど、猶も思ひよはる事なく、楠正理等尊義王の第三の御子高雅王を取立奉り、神璽を上りて、二年六月また吉野の山奥に御在所を構へて、遷しまおらせしが、その八月廿七日、小寺性説の爲に攻破られ、王は痛手負て高野上の高福寺にて薨給へりとぞ、さて神璽はもとより御事なく坐ましけるを、此

時小寺藤兵衛入道性説等が手に守返し奉りて、同三十日に歸入らせたまひぬ、そもく御讓位の後、南方の官方軍を起し、内裏に亂入て、畏くも 天皇を驚し奉り、はた神璽を犯し奪り奉れるは、まことに上もなき御大事なるが上に、其罪惡いと重ければ、速に官軍を差むけて、神璽を守り返し奉り、官々をも捕りまおらせ、其方さまの武士どもをば、ことごとく誅亡すべき事なるを、十六年の年月を然てありしは、ひたすら神璽に御あやまちあらむ事を畏れて、かにかく、時を待伺ひしにもあむめれど、痛く危き御事なりけり、然はあれども、亂世の極みのたふれ足利がともがらの心にも、神寶を神寶として、しかすがに其尊き御事をわすれば、はてざりつるは、いとも尊きいとも畏き皇國がらになむありける、延元元年と云より已下は、伴信友か發櫻記に云る趣を基く約めて、其大凡を記せるなれば、委しき事は、彼書に就きて見るべし、大凡壽永の戦には、神器西海の上に

さまよひ、嘉吉の亂には、南山の奥に止り給ひしかども、眞の 天日嗣しろし食べき 天皇命の大御許に、自ら歸りて備りおはし坐事は、即 大御神の御事依しのみ、堅石常石に天地の共動なく鎮り坐べき、深き理のはやく定まり給へる御事を、よく心に占て、思ひ奉るべきなり、かたは、漢土の王等が印をのみ置と云法と云て、貴ぶ類とは、こよなく立勝りて、即萬國にすぐれて、いとも尊き神寶に、おはし坐事を思ひ奉るべき事也、かし抑我皇國の萬國に超絶たる事は、今更言擧すべきにもあらねど、近來漢洋の學をのみ講ずる人の中には、殊に大義名分など云事は、夢にも知らず、國體を辱しむるをも顧みず、自國を稱して、野蠻味の俗といふを、猛き事の如く思ふも多し、とかや、さる類の人々、我大朝廷のいともく、尊く畏き三種の神器をさへ、又支那の傳國璽また西洋の王等が寶玉とする、イヤモン下と、同等の物なりと、非言するも、はかり難ければ、聊此に傳國璽を尊き物と思ふは、笑に堪たりと云る、支那人の議論と、皇國固有の神器は、萬國の宗國となる由を言はむ、其は明の丘瑣山が説に、周禮、地官司市、凡通貨賄、以璽節出入之、璽節、貨賄、用璽節、按璽之名始見于此、然專以出入貨賄、蓋上下通用也、左傳襄二十九年、使公冶問璽書、追而與之、林堯叟曰、璽印、追公治而與之、按用璽於文書、謂之璽書、璽書二字、始見於此、然此乃季武子書、而用璽記之者、是時上下印章、皆璽故

漢土人傳國璽論

須多因宗國

也、自秦以來、惟天子印得稱璽、故其制詔關之璽書、臣下不得用也、漢高祖元年、高祖至霸上、秦子嬰封皇帝璽符節、胡亥曰、官符百司之印章、一代而受、必隨世而改、不可改則不失、失之則不敵、天子之璽、非一代所用、而非受之於正位、命革去故而鼎取新也、苟以爲不然、曷不於二帝三王之璽、按傳國璽圖說、其喪逸者固多矣、必以相傳爲貴、又豈得初璽如此之久哉、按傳國璽圖說、其方四寸、秦始皇併六國、命李斯篆其文、孫壽刻之、子嬰奉其璽、漢高祖即位、服之、世因謂之傳國璽、厥後平帝崩、孺子未立、竊於長樂宮、王莽篡位、使王舜、迫太后、求之、出璽、投地、刻璽、徐璽、得、以送獻帝、尋以禪魏、魏以禪晉、五胡亂華、於井中、孫堅於井中、得之、後徐璽、得、以送獻帝、尋以禪魏、魏以禪晉、五胡亂華、唐太宗求之、不得、乃自刻、玉曰、皇帝景命、有德者昌、貞觀四年、蕭后始自突厥、奉璽歸之、其璽之文曰、受命于天、既壽永昌、自後唐廢帝自焚、自是璽不知所在、嘗考之、其璽之文曰、受命于天、既壽永昌、自後唐廢帝自焚、自是璽不知所在、也、遂傳以爲真、有受命之符、無是符也、乃至自之爲白板、天子一何愚且惑哉、且命出之于天、必有德者然後足、以受之、受命者不于其德、而顧區々於一物之用、命果在是乎、三代有道之長、享國皆至數百年、初未聞有此璽也、秦自作璽、亡國不祥之物耳、有無何足爲國重、輕哉、烏在其爲壽且昌哉、蘇是親之、是一取、なきわさど、謂ふべし、又丸山作樂氏が、國の須多因と、語れる事、を聞し、に、須多因が、曰く、貴國は萬世一系の皇統にて、世界に珍しき御國柄な

にて、其證跡とすべき遺物は、三種の神寶なり、と云ひければ、彼曰く、其三種の神寶とは、後世の作物にはあらざるかと云ふ、丸山氏少し怒氣を帯びて、我國人民、現に靈鏡は伊勢神宮に、まじの寶劍は熱田神宮に、崇めて、誰に、我らぬ者もなき事なり、且神璽の如きは、天皇の大御許に在り、歴代御即位の時は、授受の大禮あり、上古以來、變る事なし、と云ひしかば、須多因暫くありて、感歎して曰く、然るに、世界萬國、不幸中の最たり、各其身の幸福を、欣ばぬは、あるべからず、然るに、世界萬國、不幸中の最たり、各其身の幸福を、學術政治に志す者、常に世界に立争つて、志あるぬ事を企望するなり、其國に、學術政治に志す者、常に世界に立争つて、志あるぬ事を企望するなり、其國に、人民を相侵するに至らざれば、其事行はれざる也、これに因りて、西洋各國、境人民を征する事に、至らざれば、其事行はれざる也、これに因りて、西洋各國、を通過するに、何れも、開關以來、人民の寶器ある事なし、さる同等の國柄を、宗國として、たれば、とて、他國人民の服従すべきに、あらざる、東洋諸國を、も、今、印度は、古祖は、韃靼より、今、出で、掠奪したるに、絶たり、支那は、大國なり、心も、天子は、天の神の裔に、國人民の、開關以來、神の器を、有らざる、唯、日本は、一國小なり、皇統も、天子は、天の神の裔に、國人民の、開關以來、神の器を、有らざる、唯、日本は、一國小なり、皇統を、柄なれば、必、證跡と、なる事、あらむと、貴國より、航海せらる、珍人に、し、遇ふ御、毎に、尋問せぬ、ある事なし、か、唯、萬古一系の皇統、あるの、野蠻の、風俗のみ、耻多、し、き、事、の、大、に、從、來、の、望、に、叶、へ、り、此、事、を、歐、米、各、國、の、居、る、人、民、が、聞、傳、へ、て、知、る、説

事となりたらむには、必ず貴國に伏従する事となり、と云へり、是に於て世界萬國にも、皇國の如く大古以來の寶器と云物なき事を知り、また外國人のかく云るにても、皇國は萬國の宗國と仰ぐべき貴き御國柄なる事を辨ふべきものぞ、件の丘津が説と、須多因の談話とは、近頃見聞に及びたる事なれど、共に神器に由かく記し置つるを見て、或人の論縁あれば、今此に善き加へつる也、
ひけらくは、神鏡は天德寛弘長久の災に罹りて、終に眞形は失賜へるを、改め造らむと百官の人々議ひ白し、かど、或はあやしき御光あり、或は蛇の志るましあるに恐れて、其事やみ玉ひ、又神劍は壽永の亂に沈みたるを、蠶夫どもにあなぐり求めさせ給ひしが、潛き出ることなく止にけり、抑この二種は、崇神天皇の御世に、御摸造の御寶なれば、其失給ひたらんには、即改め造らるべき理なるを、靈驗のとありとて、其世の公卿の女々しき事のみ拘はりて、ありつるはいかにと云に、おのれ對て云く、神鏡の長久の災にかゝりし時には、燼中より光りさし添ひ玉ひ、壽永には御筥のからげを明けむと

せし男の目眩き鼻血たり、正平には御匱に矢の徹らさりしなど云を、よく思奉て、たゞ灰を掻集めたる物なりなど、かこくも思ひ輕しめ奉るべきにあらず、また寶劍の西海に沈みてより、晝御座の御劍を寶劍に比擬へ、其後は伊勢の大御神の神宣にて、奉りし御劍を用ひさせ給へる、いとく、常ならぬあやしき御事なるを、深く思ひ奉るべし、如此奇しびに貴き御寶にし坐せばこそ、上にも云る如く、大御神の御心として、即天日嗣しろし食、天皇命の大御許に、自ら備り坐事を、徒に思ひ奉るべきにあらず、

因云、後光明天皇の御あらましを記せる正保遺事に、内侍所御辛櫃の内は、代々の帝にも、觀覽せさせ給はざる御事にぞ有ける、しかはあれど、此帝御辛櫃を開かせ、つばらに觀覽ありしに、いつの頃、何者がたさめけむ、御櫃の内よりあやしみの佛舍利ぞ出來に

後光明天皇
觀神鏡之標

ける、帝あないまはじとて、庭上に捨させ給ひけるとなん、或云、其時の女房ひそかに沙汰して、非藏人赤塚なにがしをもて、彼佛舍利をとりあげて、泉涌寺へ送り納められしとかや、と云ことみえたり、抑内侍所の御事は、禁秘抄にも載せ給へる如く、伊勢神宮并に内侍所の御方をば、かりそめにも御後になさずして、且暮に崇敬し給ふ事にて、伊勢の御代りの宮ども、神宮の御分神ども申すなるを、いつの世何人のまわさにてかゝる物を入れ置けん、天皇の英明にればしまさずは、庭上に投捨させ給ふ事はせざらましを、いと貴く畏く快き御ふるまひなりけり、實に後世帝王の御規模ども仰き奉るべき御事とぞ思はる、また我舊藩主贈大納言源齊昭卿の忠誠は、天下の知る所なれば、言擧すべきにもあらねど、特に孝明天皇の知遇を受けさせられし一端を見るべく、又

源齊昭卿
刀

神器の事にかゝれる書状を得たれば、此に擧て参照に供へむ、其は安政元年四月、大内炎上ありし次の年十一月、皇居御造營なりて、御遷幸ありけるが、其十二月に家臣某より齊昭卿へ差出したる狀に、遷幸御行列眞寫并御作御刀之儀、御意之趣、委細奉畏、去八日罷出、右二條奉伺候趣、左之通に御座候、古來行幸夥敷御座候得共、御慶事にて市中行幸と申儀、御見合絶而無之、天明寛政之度は、臨時之御了簡にて、御組立に相成候事故、不落付儀も有之、御見合に相成兼、拟野外行幸なれば、百官供奉に候處、此度は市中行幸之事故、延喜式を本と被遊、六部之行幸六部と申様に相伺候處、六部と右近衛左近衛右兵衛左兵衛、左右大將にもに御組立に罷成候由、公卿供連之儀は、大閑之節、聚落行幸、御當代二條行幸等之御見合にて、御調に相成候事に候、云々、一御作御劔之儀、云々、依而は御作之二振、被遣に相成候へは、關

白機にて可然御取斗、御進獻被遊趣に御座候、扱關白様御意被爲
在候は、此度御進獻被成可然と申儀、深き御意味有之事也、當時諸
大名之内、前中納言殿程勝れたる御方は無之、其上兼々御精忠被
爲盡候に付、御満足に被思召、前中納言殿御精心乗移りたる御劔
を、御側に被指置、玉體守護被遊度、叙慮兼々有之、尙更是迄薄
霞と唱候御劔、御側に被指置候處、右御劔は文公様○權中納言治保卿より
御進獻に相成候、正宗作にて、光格天皇厚く、叙慮に被爲叶、御
側不被爲離、被指置候處、此度御焼失に相成候得共、右御金物は御
用ひに相成候事故、幸前中納言殿御作を右之御金物御用被遊候
にて、御拵ひに罷成、玉體守護之御劔と被遊度御事に被爲在候
間、政通○鷹司白家方へ被遣候は、能々斗ひ進獻可致間、右之段申上
候様、右は御意之儀相認申候尙又ためしは不致方宜敷、御所にては物に逢け

がれたる御劔は、御用ひ不被遊、夫といふも、主上御自身御手を
被爲下候御儀無之故也、政通方へ被遣候御分、矢張ためし無之方
宜敷候との事、御意に御坐候、既に文公様より御進獻に相成候薄
霞之御劔、正宗にて、年代舊く候得共、打下しにて長く差置たる御
品にて、物に逢ぬ御劔ゆゑ、御進獻に罷成候趣に御座候、扱又此度
遷幸供奉之公卿達、帶せられ候劔、御慶事に付、古身にて物に逢候
品は、用ひに不相成候趣にて、皆々新刀を爲御打に罷成候趣に御
座候、云々又言上仕候、過る十日之夜より十三日之夜迄、遷幸無滯
被爲濟候に付、於内侍所、三ヶ夜之御神樂被爲在候に付、高松大膳
大夫殿之御扱にて、御内々拜聽に罷出候所、酉の半刻頃、主上内
侍所へ爲御拜、高廊下渡御被爲在候、御前之手燭、六位三人、四位
三人、何れも中腰にて、横に歩行、職事御裙を持、内侍御所へ入御、暫

在て御拍手聞ゆ、御鈴の鳴事三十二度ツ、三遍九十六度也、而後
に還幸、御神樂始る、神樂歌、奏笛、箏、築和琴、琵琶、添、至極感よ堪候様
に奉存候、云々、別紙奉申上候、去月廿五日、四郎大夫一同關白様に
被爲召、御遷幸之儀奉伺候處、主上御滿悦に被思召候との關白
様御意之趣云々、其節之御意に、寶劔と神璽は、御鳳輦之内に被爲
入、遷幸被爲成趣、寶劔之御拵は、皆鐵之御金物にて、帶取候處は、御
金物許残り、革は損し候事と相見え無之、御柄はさめ許之御つか
に候得ども、壽永の亂に海底へ沈し故、○寛按、壽永云々は、恐らさ
は傳説の誤ならむ。めはむけて取れ候由、御鞘の木は、檜の木の様成木理にて、色眞黒
に相見え、塗は黒色にて、矢張黒之蒔繪有之、其繪は密に日本武尊
韃靼御征伐之御模様を繪かき候由、黒に黒の蒔繪なれ共、鮮明に
相分り候由、云々、御さやわれ候て、五匣許もすき居候處より、中を

御覽被遊候へば、御中身は銀の如く光りかゞやきて見え候趣、御
鞘をはらひ候事は、不仕事故、御拭ひ杯申事絶て無之候得共、右之
通り、光りかがやき候趣、誠に神妙不思議は、此事との御意に御座
候、又神璽之御箱は、大圖長サ一尺三四寸位、御幅は七八寸位、厚サ
四寸程も可有之、其御箱を緒にて、江戸下しの荷物之如く綿密に
からげ置候由、是は五十年に、一度づゝからげ候處、前年にからげ
たる上を、又からげ、幾重にもからげに相成居候由、右之からげは、
長橋局と何の局名は忘却、兩人の職掌にて、取扱候由、寶劔は夜之御殿
之天井へつりて、被指置、神璽は御床脇之御棚之上へ御服紗を懸
て、被差置候由、又遷幸之夜、内侍所渡御を奉拜候處、御箱二ツ何れ
も同じ様に白き絹様の切にて包、御臺へ乗せ參らせ、御輿の如く
かき候て、渡御被爲成候間、一ツの御箱は、何御品に被爲在候哉と

伺候へば、内侍所之女之御箱は、神武天皇所々御征伐之節、被爲召候御甲冑之由、内侍所御鏡を入給ふ御唐櫃は、御金物も無之、只御錠前のみ付候にて、朱塗に有之候處、其朱之色、誠に美敷、今時には無之至て好き色に有之、又度々之亂にて所々へ御遷座被爲在候へども、更に破れたる所少しも無之、誠に恐入たる御事と被仰候、誠に神秘之御意、關白様に無御座候ては、ケ様御委敷御承知は被在間敷と奉存候」とあり、この神器の事をかく細密に質問さしめ給ひしも、きはめて齊昭卿の御心におぼし給ふ事ありての事なるべけれど、其由を傳へたる人もあらねば、いかにかはせん、穴かして、

志かはあれど、何事もめでたく古へに立復るべき世のありさまなるに合せて、武く雄々しく正しき 天皇命の生出たはし坐て、眞實

の大道をよく思し明らめ、神々を尊み奉り玉はんには、必ず古にかはり給ふべからず、昔 崇神天皇の鏡劔を御擬造せる神智妙算、また 後光明天皇の世々の帝も開かせ給ふ事なき内侍所の辛櫃を開き、御覽し給ひしに、忌はしき物ありとて、直に庭上に投させ給へるなど、古へに拘泥給はぬ御所爲なり、かゝればさる正しき君の世に出給ひて、其即 大御神の御心に稱ひおはし坐さば、その御時には、遠くは 崇神天皇の御所爲に倣ひ、近くは 後光明天皇の御行を學びまして、かけ卷もかこき、伊勢大御神、尾張熱田宮に、特に 勅使として、よく神世のまゝの御形を摸し取らしめ、此大八洲國內にあらゆる良工鏡師作をよく選みて、其の如く慎み作らしめ給ふべき事にこそ、然らば天下を治し食給ふ事は、八尺瓊の勾れるが如く曲妙に、山川海原を看行し給ふ事は、眞澄鏡の分な

荒振ものを平治給ふ事は、十握劔の鋭なるが如くおはし坐て、つひに古にもまれなるまで、めでたき御世に立歸りなむものぞ、と天地の神にかけて、然思はるゝを、その善惡は自らも知りたかれど、熟々神代の眞實の道理に本づきて、むかしの事蹟をよく稽へ合せたらん人は、此趣を忽に辨へさとりべきものぞ、さはいへど、今かくうちいでつる論ひは、いはまくもゆるしく、畏しともかじこきわざなりかし。

元治二年乙丑春二月廿八日稿

明治三十年夏
五月補訂了

神器考證 終

附 錄

神寶の事に附て、種々の説とも出来て、學者等の互みに言擧つらふことのあるを、條々に載して、因みに辨へみむとてするなり。

○大殿祭祝詞に、高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以氏皇御孫之命乎、天津高御座爾坐氏、天津璽乃鏡劔乎、捧持賜天言壽宣久、この條を加茂眞淵か考に、是に八尺、勾瓊を擧いはず、儀制令にも、鏡劔とのみ有につけて、神代紀の一書に、三種の寶といふを疑ふ人あるは、顯はれたることのみに依りて、ものを限る也、そもく、古事記に、伊邪那伎命の天照大御神を生まして、其御頸珠之玉緒母由良邇取由良邇志而、賜天照大御神而、詔曰、汝命者所知高天原矣、また神代紀一書に、大汝貴命の天御孫命に、この國を譲り奉りて退給ふ時に、即躬被瑞之八坂瓊、而長隱者矣、と有、また天孫天降り給ふ時、天照大

御神の詔まさく、於是副賜遠伎斯八尺勾瓊鏡及艸那藝劍云々、と古事記にしるされたり。是を以て彼一書に、曲玉鏡劍を三種神寶とは有なれば、何かいぶかしきや、且その勾瓊天しろしめす主なるしるしの神寶、それに准て國知給ふ大名持命も、是を御頸にかけ給ひつ、さて天孫天降給ふときにも、國の主なる御志るしに、天照大御神是を賜せし也、然れども此瓊は御身に著ます寶にて、人の手觸る物ならず、故にいにしへより劍鏡ふたつを以て、大儀の時の志るしとなし來れる也、既に大寶の頃の儀式のれもてによりて、二つをのみいひつるものにて、是もいと上つ代の文ならぬを知、ひとつなり、又この頭注に、天岩戸の前にて招禱せし時、彼天照大御神の御頸玉になぞらへて作りしを、今賜ふ故に、乎岐斯云々と云なり。

寛云、伊邪那岐命の御頸玉は、大御神の天を知、食す御志るし、又

勾玉は御頸玉に准へて作りしを、國の主となり玉ふ御志るしに賜はせしなりと云るは、古事記傳に辨へたるが如く、據なければ取がたし、傳文は下瓊は御身に着ます寶にて、人の手觸る物ならず云々は、實にいはいはれたり、まつ古は男女共に、玉を緒に連貫て、頭にも頸にも手足にも衣にも、すべて飾りしこと云も更なり、かゝれば、天皇命たちは、殊に貴く美しき玉をを装束給ひけむ事おし測りつべし、さて三種の神寶を、授け坐る時のことを、想像奉るに、曲玉は殊に、大御身に取着おはし坐て、御身を暫くも離たせ給ふまじき、深き御理の坐々しなるべし、故御世々々にも、神世の例の隨さきの天皇命の御手づから、日嗣の太子の御手に、神寶を傳へ坐るが中に、曲玉をば即日嗣の太子の大御身に取着給ひ、餘の二種をば、忌部の上る禮儀なりし故に、拾遺また神祇令また祝詞

大殿などに鏡劍をのみ云て、曲玉の事の見えざるは、みな忌部氏の事に、専どかゝれる故なること著明し、大殿祭に、忌部氏の預るも、さて曲玉を天皇命の大御身に取着け給ふと云は、さる説ながら、其證に混れたるものなるへし、かつ大御身に取着せざれば、二種三種の差別あるを、何とか説かむとする、抑伊弉諾尊の御頸玉、また天照大御神の左右の御髪に纏せる八尺勾玉の五百律の美須麻流珠、また左右の御手に纏せる珠、又素盞鳴尊の八坂瓊之曲玉、火遠理命の御頸之珠、天皇命たちの御上にも、曲玉を装束まつりし事、准へしるべきなり、されば二種を上るは、甚上代よりの儀なるを、大寶の頃の儀式に因て云りとあるは、違へり、

古事記傳十五丁云、師の祝詞考に、伊邪那伎命の御頸珠を、天照大神に賜ひしは、大御神の天を知食す御志るしなり、さて天孫に賜ふ勾玉は、天岩戸前にして招禱せし時、大御神の御頸玉に准へて作りしを、國の主となり給ふ御志るしに賜はせしなり、と云れたる、皆かな

はず、其故は、石屋の段の勾玉は、彼御頸玉に准へて作りしと云こと、徴據なし、彼段を考ふるに、此玉さる意にて作れるには非ず、凡て玉は古殊に賞て、世に尊み欲する物なる故に、御幣に獻りしのみなり、さるは殊にたぐひなく、重事招禱に用ふる故に、心をつくして作れるから、あるが中にもめでたく、美麗き玉なりける故に、大御神の殊に珍らしみ賜ひて、比なき御寶物にて有けるを、此度御孫命には賜はせるにこそありけり、異なる意あるべうも非ず、故、此次の文にも、書紀にも、此時詔命にはたゞ御鏡の事のみありて、此玉の事はみえず、若此玉御國知食す御志るしとならば、必其事も詔ふべき理ならずや、然るを彼御頸玉に准へて、是をも天孫の國知食す御志るしとして、賜ひしと云るは、此記にも書紀にも、三種の中乃第一に擧げられたるゆゑに、強て其意にかなへむとてなり、たとひ實に御國知し

食む御志るしとして賜へりとも、大御神の御魂とある御鏡の上に、立むことはかたくなむあるべき、然れども、其鏡に並べて賜はせし一種の御寶物にしあれば、たのづから御國知食御璽となれるは、もとより然あるべき理なり、

○又同丁師の祝詞考に、璽は御身に着坐寶にて、人の手觸る物ならざる故に、云々と云はれつるは、心得ず、璽は御身に着坐寶にて、人の手觸る物ならずとは、常にこそともあらめ、踐祚の時いかでか本より御身には着坐む、抑かの令に踐祚之日とあるは、義解に即位を云ふと云へる如く、古は踐祚すなはち即位なりしを、後には踐祚と即位と別になりて、即位の儀式には、忌部上鏡劍ことは見えす、大嘗會に此事あるなり、然れども是、本は始て御位を嗣給ふ時の儀式と聞ゆるなり、さて後世には踐祚の時、舊主の御許より新帝の御所へ劍璽

を渡さるゝ儀あり、又其餘の儀式にも、内侍二人劍と璽とを執て供奉す、寛云、江次第讓位幼主儀の條に、若御別所者、大臣以下、令寶劍璽於近衛次將、就新帝御所進之、また御讓位の條に、天皇御南殿云々、内侍二人執神璽寶劍、太子昇後、候東階下、典侍一人、掌侍一人、云々、宣命使就版太子起、宣制、群臣退出、云々、新帝下拜舞、内侍等以神璽等相從、新帝、就御在所、幸璽、また御即位條に、天皇御高御座云々、内侍二人、劍在御前左、璽在御前右、などあるこれなり、此を以ておしはかるに、上代又大寶の定め頃とても、舊主より新主へ寶物を渡さるゝ時、璽も必渡されずはあるべからず、然るに鏡劍をのみ云て、璽を云ざるは、かの水垣朝よりして璽を先とせらるゝ定めにかゝはらずして、神代の本よりの定めにつきて云るものにて、返りて古意とこそおもはるれ、さて後世に劍璽をいひて、鏡を云ぬは、鏡は内侍所に坐て動きたまはぬがゆゑなり、

寛云、璽を受傳給ひて、即御身に取着給ふ事、上に云る如く、上代玉を身の装束とせし御世のほどは、必古へのまゝなりけむを、世降

りては、さる事もなく、終に大朝廷にも玉を装給ふ事は、やみつるより、神璽をば筥に納め奉る如なりしものなるべければ、寶物を受傳へおはし坐時、天皇命の御手づから、その御筥を持せ給ふべくもあらねば、内侍の供奉こととなりしにやあらむ故、後世の儀式書等に、内侍供奉の事を記せしものどこを聞えたれ、志かるを、其後世の書に據て、璽も必渡されすばあるべからず、其を渡し奉るには、内侍の執持つ例なれば、踐祚の時いかでか本より御身には、着け坐さむと、おしはかられたるは、古意に稱はざるが如し、○また古事記に、於是賜其遠岐斯鏡と劍との間に、及と云るは、上の八尺勾璽鏡、及草薙劍云々、條遠岐斯の言、璽鏡へのみ係りて、劍は異時の物なる故に、其を隔てむ爲なり、書紀に、天照大神乃賜天津彦火々瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劍三種寶物とあり、さて此三種を連擧る次第は、鏡劍玉と

か、鏡玉劍とか有るべき理なるに、此記にも書紀にも、玉を先にし、書紀には殊に玉及鏡と鏡の上、及、字をさへ置れたるは、如何と云に、水垣朝、御代に至りて、此御鏡劍をば、他處に齋祭り給ひてより、天皇の御許に坐ば、神代の舊物には、坐さず、たゞ玉のみぞ、今大御神の授賜へるまゝの物にて坐す故に、彼御世よりしては、三種の中に玉を第一とぞせられけむ、然れば、其御代より後は、常に玉を先に申しならひたる、其次第のまゝに、此記も書紀も記せるものにして、神代より然るには非ずなむ、今此に大御神の授け給ふ時を以、云はゞ、鏡第一なることは更なり、次に劍、其次に玉なるべし、其故は、書紀繼體卷に、大伴金村大連乃跪上、天子、鏡劍璽符、再拜、神祇令には、凡踐祚之日、中臣奏、天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍、義解に此即大毘祭祝詞に、高天原爾神留坐、須皇親神魯企神魯美之命、以氏皇御孫之命、天津

高御座^{タカミイマス}坐^{イマス}氏^{ウヂ}天津^{アマノ}璽^シ乃^ノ鏡^{カミ}乎^カ捧^{ホム}持^{モチ}賜^{タマフ}天^{アメ}言^{コト}壽^ス宜^イ志^シ久^ク云^ク々^々これら鏡
劍のみを云ひて、玉を云す、古語拾遺には、即以八咫鏡及草薙劍二種、
神寶、授賜皇孫、永爲天璽、所謂神璽之也、矛玉自從、とあるを以て知るべ
し、此拾遺の文は、世に玉を第一と思ふが古意に非ることを慨たみて、こ
とさらしに玉を貶して、鏡劍には比ぶがたきことを知らせたる文なり
自從とは、鏡劍の如く正しく賜へる由なり、さして賜へるには非ず、矛玉は、た
だ何となく、それに加へて賜へる由なり、さして賜へるには、書紀に所謂日矛な
るべきか、又大己貴神の經津主神に授けし廣矛か、何れにもさだかなら
ず、○寛云、日矛にはあらず、廣矛なるべく思ふよしありて、已にいへるが
こと、これら三種の中には、玉は輕きが故なり、然はあれども、天皇の
大御許にしては、此玉のみぞ今に至るまで、大御神の授け賜へりし
まゝの物に坐々ば、傳へ持ち給ふ三種の御璽の中には、殊に貴き御
寶なりけり、

寛云、令また祝詞また拾遺に、鏡劍とのみ云ひて、玉を云ざる事は、
已にも云る如く、この二種は專と忌部氏の職掌として、大嘗また

大殿祭等に上る故に、其氏人は殊更に二種は貴く坐す由云傳へ
けむ、故曲玉をば云貶して、よそくしく矛玉自從など記されし
ものと聞えたり、矛玉自從の四字、朝野群載之が官庫本に依て、校べ
たる本には見えず、さて文の語路は、なき方まさり
て聞ゆるを思ふに、この四字は旁注されば三種ながら貴くればし
の摺入れるにかとも思はるなり、されば三種ながら貴くればし
坐事は、云も更なるを、玉は輕く鏡劍は重きなど、偏に言論ふなる
は、いとく無禮げに、畏きいたづら言なりかし、

○西田直養が神璽考と云ものに云、神祇令なる神璽之鏡劍といへ
る之字は、彼大殿祭に、天津璽乃鏡劍云々とある乃、字を、漢文様之
字に譯されしより、義解は勿論書紀にも誤を傳へ、古語拾遺に至り
ては、矛玉自從など、いふ事をさへ、しるせるなり、そもく、踐祚と
申すは、御世はじめの第一の大禮なるに、大御世志ろしめすべき御
璽の大御寶をおきて、たゞ鏡劍のふたつをのみ、儀式に用ひさせた

まふべき理やはある、是までればくの物識人たちの、此處に疑を
こさざるは、いかにぞや、考るに、彼大殿祭に出たる天津璽乃鏡劍と、
乃字は及字の誤寫にて、もと大字にて及とありしなり、をいかに
といふに、天孫降臨の御事は、神典第一義なるを、記紀共に同じ傳に
て、記紀には瓊鏡及草那藝劍といひ、紀紀には、曲玉及八咫鏡草薙劍とい
でたるを、たゞ大殿祭のみに、璽の御事の無き理あるべくもなし、全
く及字の一畫をおとしたるものなり、さて記和銅五年紀養老とも
に、令の出て來し時よりは、後なれど、神代の事實は、上古の古傳説に
て、令よりもふるし、さて大殿祭の祝詞は、なに、よりて作りしぞと
いふに、記紀によらざれば外になし、及字の誤とみれば、マタとよみ
て、記紀大殿祭一様に三種を御もち下りたまへりといふ事になる
べし、かく見る時は、天璽といふぞ、やがて神璽の御事なる、委しくれ

もふに、令を撰ばせ給ふ時に、ふと大殿祭の乃字を誤て、之字にうつ
されしを、書紀また古語拾遺などに、これをあやまり、遂に朝廷の大
禮に、璽をはぶきて鏡劍の二のみにて、儀をおこなはるゝに、いたれ
るは、口惜しき御事ならずや

寛云、三種をもち下り給へる事は、記紀にて明かなれば、今さら云
べくもなし、二種のみ云るは、專と忌部氏にかゝれる事、已に辨へ
たるが如くなれば、曲玉を除きて、大儀を行はるゝに、あらず、さて
神璽天璽といふは、曲玉なりと云るは、誤れり、故前田夏蔭が疑神
考疑と云をかきて直に、此考は、勾玉を専ら神璽と申ならへるよ
美が説を難じたる也り、劍璽また璽箱などもいひて、璽は神寶の勾玉の別稱となれる
を見來りて、古書の例證をたもはず、彼祝詞の天津璽とあるを、や
がて勾玉の名ぞとおもひひがめつるなるべし、古書に、阿麻津斯

留志といふは、一種に定めいふ名にはあらず、勾玉一種を天津璽といへる例、古書には見ゆる所なし、書紀神武天皇紀曰、以所御天羽々矢及步叔、賜示長髓彦々々々見其天表、益懷取蹟と見えたる天表を、阿麻津留志と訓るは、古訓にて、天羽々矢、步叔の二を指ていへり、又允恭天皇元年の紀曰、上天皇之璽云々、今當上天皇璽符とみえたる、又清寧天皇元年前紀曰、奉璽於皇太子、又繼體天皇紀曰、上天子之鏡劍璽符、又宣化天皇元年前紀曰、奏上劍鏡舊訓に劍合て、美志留志とよみてあり、又推古天皇元年前紀曰、奉天皇璽印、又舒明天皇元年紀同文あり、又孝德天皇紀曰、授璽綬禪位と見えたるなど、璽と云、璽符と云、璽印と云、璽綬と云、文字は、皆漢様なる虚文にて、更に當らされども、その美斯留志とよめるは、神寶一種ならず、すべていへる語にて、勾玉のみをさしていへるにはあらず、天津斯留志

とは、三種神寶をすべ云べき汎稱なり、さるを勾玉に限りて、璽と云るやうになれるは、漸後世の意なり、然改めたるは、寧樂朝より後に云始めたる事ぞとおもはる、又直養が説に、彼祝詞に、天津璽及鏡劍と有けむ及を、乃と誤れるを受て、神祇令に、神璽之鏡劍と記されたる故に、即位の大儀行はる、にも、鏡劍の二種をのみ用ひられて、勾玉を殘さるゝ事になれるは、甚口をしき事なるよし云るは、いとみじき僻心得の妄説なり、彼養老の令條は、大寶令を刊脩られつるにて、其大寶令は、近江朝廷の令を改定られつるなるべし、近江朝の令は、今傳はらされば、考知べからねども、令條の制奈何でか、祝詞によりて建らるべきと云るは、みなあたれる説なり、しかるに、直養またその辨をかきて云、書紀持統天皇四年紀に、春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾、神祇伯中臣大島朝臣讀

天神壽詞畢、忌部宿禰色夫知奉^上神璽劍鏡於皇后、々々則即天皇位、云々とあり、此文には、璽字、上に神字を加へられたれば、まきはしき事なく、勾玉をさして神璽といふこと明なり、しかれば後世に勾玉を専ら神璽と申ならへるによりて、おのがあながち思ひ僻めたりとも、定めがたきにや、疑説に、神武天皇より下、孝德天皇迄の間、おつる事なくあつめられたるもの、此持統天皇紀なる神璽といふ事をば、など引もたらされけむ、また賊盜律第七に、凡盜神璽者絞^{日毒璽}、云々と見えたる、此神璽といふものは、疑説にいはれし總稱の如くにもあらず、なほ勾玉一物をさしたりと聞ゆ、この注に踐祚之日壽璽とある、之字は及字の誤りか、又は之字は換入なるか、いつれにしても、義解に以鏡劍稱璽とするされしはひかごととなり、^上とあるは、皆非説なり、いかにとなれば、

まづ令祝詞拾遺などに、神璽之鏡劍といへる、之また乃字實に誤りなりとも、神璽を曲玉に充たる正しき證、古書に見えたる事なく、また件の三書、孰も誤りにあらざる事著明ければ、諾ひがたし、故持統紀を證據に引出つれど、是も神璽之鏡劍とある神璽に同じく、美斯留志の義と聞えたり、其は^{夏隆の璽を玉にのみ充たる例}と云るが如くなれど、なほ^{いはと、持統天皇の}日本紀畧、弘仁十四年^{嵯峨天皇御位を尊}の下に、令右大臣藤原朝臣園人奉還神璽とみえたる神璽は、曲玉一種にあらで、三種を云る事、なほ此御世頃までは遺れりしにても、玉ならぬ事いよく、明らかなり、また律なる神璽は、公式令内外印の條に、天子神璽とある同物にて、印の事なる由、本篇に云るが如し、しかるに此神璽を證として、勾玉なりと云ひ、義解をひが言なりと云るも、誤れり、義解に、以鏡劍稱璽と云る義は、天皇命の大

御神より御傳へ坐る天璽は、記紀に載る如く三種なれども、大嘗祭に忌部氏の上る神璽は、曲玉一種を除きて、鏡劍二種なりと云よしなるを、熟見得ざる故に、鏡劍は眞の神璽にして、曲玉は正しく賜へるにはあらず、また神璽は曲玉一種に限れるを、鏡劍を璽と云はひがごと也、など云説の起れるなり、さて神璽を曲玉に充て、正しく云始めし事の書に見えたるは、何頃よりの事にやと思ふに、未だよく考へたるものを見ず、三代實錄、陽成天皇元慶八年二月四日乙未、御讓位の條下に、神璽鏡劍とあるを、扶桑畧記同條に、璽鏡劍と載せれば、曲玉を正しく神璽と云は、もしてこれや始ならむかとも思はるれど、なほ詳かならずなむ、元慶八年より前にも、續後記、仁明天皇嘉祥三年三月己亥條に、神璽實劍符節、文德實錄同段に、神璽實劍符節、印三代實錄、清和天皇前紀に、神璽實劍符節、印など見わたれど、正しく玉なる證を得ざれば、決めては云ひがたし、されど日本後紀、桓武天皇延暦二十五年三月己卯に、璽并劍、璽と云事みゆ、この璽もし曲玉を

云るならむには、曲玉をたゞ璽とのみ云事の、と記し置ける後に、伴信友か神璽三辨の内、繼體紀に、大伴金村大連、乃跪上天子鏡劍璽符、また允恭紀に、跪上天皇之璽、雄朝津間稚子宿禰皇子謝曰、云大中姬命仰歡、則謂群卿曰、皇子將聽群臣之語、今當上天皇璽符、於是群臣大喜、即日捧天皇之璽符、また舒明紀に、天皇之璽印、推古紀に、天皇璽印とある印は、唯璽字に加へたる潤飾文なる事、允恭顯宗の紀に、天皇之璽とみえ、清寧紀また後紀、桓武卷に、時以璽并劍櫃奉東宮、とたゞに璽とも記されたるを、璽印と印字を加へたるは、天皇の御印の如きこえて、殊に混はしき書さまなり、さて某璽と書れたるは、天津璽の劍鏡、神璽之鏡劍など云る璽なり、日本紀畧、嵯峨天皇讓位の時の詔に、奉還神璽とあるは、神璽之鏡劍などいへる例の神璽なれば、こともなし、然るに孝德紀に、璽綬とあ

る璽は、踐祚の時に奉る天皇の璽にて、鏡劔の二種なるを、たゞ璽
綬とかけるは、漢制の印綬と云ふものゝある綬字を加へたるに
て、これも潤飾文なり、さて上に擧たる如く、紀畧に、嵯峨天皇、淳和
天皇に讓位の時の詔に、神璽とあるは、其御世までは上古よりの
例のまゝに、鏡劔二種の神璽もて、踐祚の天璽として奉り、玉はそ
れに添て奉りたりけむを、此後の踐祚の時より、鏡は御在所に坐
て、動きたまはず、玉を神璽と稱して、劔と比べて奉る事になりし
なり、其は續後紀に、仁明天皇崩給へる時に、資天子神璽寶劔符節
鈴印等奉皇太子直曹と見えたるを始めにて、文德實錄に、天皇踐
祚のところに、獻天子神璽寶劔符節鈴印等三代實錄清和卷に、天
皇踐祚の處に、奉天子神璽寶劔符節鈴印等、また皇太子_成受天子
神璽寶劔陽成卷に、天皇皇太子_光に讓位したまはむとして、二條

院に遷幸の時、神璽寶劔等依例相從、また其時の詔詞に、天皇璽綬
乎奉天、天日繼位、爾定奉_其乎、親王等云々、衆聞給部止宣云々、於
是以神璽寶劔等付王公、即日親王公卿步行奉天子神璽寶劔等、今
皇帝於東二條、光孝卷に天皇皇太子_宇に讓位のため二條院に遷
幸し給へる時に、親王公卿奉天子璽綬寶劔等とみえ、日本紀畧冷
泉院の條に、奉璽鏡於皇太子直曹、花山院後一條院の條に、劔璽扶
桑畧紀六條院の條に、上皇新羅神社祭文に、謝劔璽天云々、後三條
院堀河院の條に、神璽寶劔とみえ、其より後の諸書みな此定に見
えて、玉を神璽と申す事とはなりしなり、といはれたるは、いと委
しき考證なれば、此に記しつけて、余が説の不足所を補ふに、なも
ありける、なほ又つきく、に考ふべき事なり、

○神璽便蒙黒川春村著にいはく、掛卷もかしてき三種の神寶は、古事記、

日本書紀等に見ゆたる如く、本自三種の貴の寶とかしこみ敬ひ奉らむはかには、又さらに何をか云べき、さるをたゞ神祇令に云々、大殿祭祝詞に云々、とればつかなく見えたるどもより、後世或は二種かと疑ひ、古事記傳及び此神璽考に、何くれと論へるは、何れも令と祝詞の見さまの疎かなるよりして、起れるにこそあれ、彼令文の趣は、延喜式儀式等に、今少し委しく見ゆれば、まづ其文を示すべし、延喜踐祚大嘗祭式辰日云、辰、二點、車駕臨豐樂院、御悠紀、帳略神祇官、中臣執賢木、副笏入自南門、就版位、跪奏、天神之壽詞、忌部入奏、神璽之鏡、儀式同條には、南門を儀變門、東戸とし、壽詞の下に、群臣共、跪、劍訖、退出、と見え、又神璽の上の奏を、奉に作れる、よろし、江家次第には、近代無此事、長元忌部云々とあるを見るべし、こは神代の古事に擬へて、新調の鏡劍を捧げ奉る儀としられけり、宮内省式大殿に、大殿祭能保加比此云於保登仕奉申、神祇官、姓名率忌部臣候登申、とあるを見るに

も、忌部は官の下薦なれば、眞の神器に手觸れ奉るばかりの輩には、あらじ物をや、此分限に心を止めて、よく推量考へたらむには、忌部の奉る鏡劍は、新調のといふ事明かなるべし、猶いはゞ江家次第に、辰日の卯刻に、迴立殿浴殿より御輿に駕せられ、豐樂院の清暑堂に御し給ふ、此間に大殿祭あり、さて時刻に、出御あれば、内侍璽劍を護持して、御體に従ひ、其後神祇官の中臣忌部は、儀變門より参入すと見えたり、かく忌部等が参入以前に、眞の璽劍は御前に安せり、かゝれば、令には瓊の見えぬも、かの三種の神器ならねば、さらに妨げなき事ぞかし、さるを神璽の鏡劍とあるより、先達とかくおもひまどひて、瓊の見えぬを不審したるは、令文をよく解し得ざりしなり、神璽之云々とあればとて、三種、神器に限るものかは、既に公式令に神璽とあるは、御印章の稱なるにても、了知すべし、偕又大殿祭の祝詞

は、大寶頃の作文ならむと祝詞考にいはれたる、さる事なれば、此鏡
劔も、令のと同じく忌部が捧ぐる鏡劔にして、眞のには非れば、とま
れかくまれ妨げなく、又其祝詞の末の文に、齋玉作等我持齋麻波持
淨麻波造仕瑞八尺瓊能御吹乃五百都御統乃玉爾云々とある玉
も、かの三種のには非ずして、同じ忌部が捧げ持來て、仁壽殿と浴殿
との四隅に懸け奉るよし、式どもに見ゆれば、是はた新調の玉にぞ
有ける、されば又古語拾遺に、神武天皇の御世の古事をいふとて、天
富命率諸齋部捧持一本無持字又天璽鏡劔奉安正殿并懸瓊玉陳其
幣物殿祭祝詞と見ゆるも、異なる古傳をしるされしにはあらで、只
彼祝詞の文のまゝを移されたる物と見えたり、同書御天降の段に、
永爲天璽所謂神璽之劔鏡是也、牙玉自從、としるされたるも、令と祝詞と
を斟酌して書れたる事、よく筆勢に顯れたり、さるを後人のおもひなし
にて、異なる古傳説とあつてよくからに、記紀を、かゝれば三種の神器の
さへすら疑ふめり、心を止てよく讀味あへし、

みうへに、令と祝詞と古語拾遺とを引いで、かにかくにいひしらふ
は、さらに所詮なきいたづら事なりかし、

寛云、神璽之鏡劔を、此に神代の古事に擬へて、新調の鏡劔を捧げ
奉る儀としられたり、忌部は官の下薦なれば、眞の神器に手觸奉
るばかりの輩にはあらしものをや、と云るは謬れり、其は本篇よ
引て云る、北山抄の注に、天慶記に天長或奏、輒給重物、非無事危者、
この文によく心を止めて、考へたらむには、鏡劔は眞の神寶崇神朝
御品撫造を云にして、新調ならぬ事明らかなるべし、若し實に新調の
物ならば、重物また非無事危など云べきよしあらめや、また令文
に神璽之云々とあればとて、三種神器に限るものかは、既に公式
令にも云々と云れど、此も印章を神璽と云し證とこそなれ、新調
のをとも神璽と云し證據とは爲がたし、又曲玉は、大御身に取着

させ給ふ理なる事、已に辨へたるが如くなるを、江次第に云々とあれば、忌部等が参入以前に、眞の璽劔は御前に安せりと云へど、こは天長以後の儀式なれば、もとよりしかあるべき理なり、また祝詞に云々とある玉も、かの三種のには非ず、新調の玉なりといへども、御吹支玉と神寶の曲玉とは、もとより別物なれば、御吹支玉は新調なりども、曲玉をも新調にして上れりと云證には、立がたければ、更に要なきいたづら言なり、されど古語拾遺に云々と云るより已下は、すべていはれたり、さて春村の云る如く、三種の神寶は、本自三種の貴の寶とかしこみ敬ひ奉らむほかには、又さらば道なければ、その尊卑輕重など、かにかくに言論ふは、いとあるまじきわざなり、さはいへど、已に種々の議論どもの世に起りて、五月蠅如邪説の聞ゆるに就ては、已も得黙あるべきにあらねば、如此言擧するなりけり、

(終)

新編大語

明治三十一年七月十日出版
明治三十一年七月十五日發行

定價金三十錢

版權
所有

著者

栗田寬

發行者

田窪千秋

發行所

國學院

印刷者

足助房太郎

印刷所

國文社

發賣所

神田區今川小路
二丁目十四番地

六

合

館

京橋區宗十郎町十五番地

京橋區宗十郎町十五番地

麴町區飯田町五丁目

牛込區矢來町三番地山
七十九號栗田寬方寄留

牛込區矢來町三番地
山里七十九號

108
189

108
189

